

第4期八尾市障がい者基本計画

後期計画

令和7年（2025年）3月
八尾市

ごあいさつ

このたび、第4期八尾市障がい者基本計画後期計画の中間見直しを行いました。

本市では、令和3年（2021年）3月に「第4期八尾市障がい者基本計画」を策定し、「障がいのある人もない人も、ともに認めあい、ともにつながり、ともにかがやく共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、取り組みを進めてまいりました。前期計画期間にあたる令和3年度（2021年度）から令和6年度

（2024年度）においては、大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症といったさまざまな危機事象の発生により、我々の生活様式に大きな影響を及ぼした一方で「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行や「障害者差別解消法」の改正など、障がい者を取り巻く環境にも変化をもたらしました。そのような中、社会情勢やニーズの変化等を踏まえ、より実態に即した見直しを行っています。

障がい者の皆様は、医療や福祉のサービス、就業の機会、公共交通機関の利用など、生活全般にわたり課題を抱えています。とりわけ近年では、障がい者の重度化・高齢化に伴う「親なきあと」に関する問題や、多発する風水害や地震等の自然災害への対策が重要となっており、課題解決に向け、取り組みを進めています。これらの課題を解決するためには、行政の取り組みだけでは十分ではありません。地域社会全体で障がい者の皆様の課題やニーズを理解し、行政・地域・企業・教育機関等さまざまな立場からともに支えあうとともに、市民一人ひとりが障がいについて理解を深め、ともに暮らす意識を高めることが不可欠です。

本市におきましては、障がいのある人もない人も、すべての市民がかけがえのない個人として、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、障がい者施策を推進してまいります。皆様におかれましては、引き続き本計画の推進にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員の皆様や、貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年（2025年）3月

八尾市長 大松桂右



目 次

第1章 計画の概要

1. はじめに	1
(1) 計画策定の背景と趣旨	1
(2) 障がい者施策に関する関連法の変遷	2
(3) 計画の位置づけと計画期間	5
(4) 計画策定の検討体制	8

第2章 前期計画期間の状況等

1. 第4期計画の考え方	10
(1) 基本理念	10
(2) 基本的な視点	11
(3) 施策の体系	12
2. 前期計画の取り組み状況	13
〔分野1〕 療育・保育・教育	13
〔分野2〕 防犯・防災	15
〔分野3〕 保健・医療	16
〔分野4〕 雇用・就労	17
〔分野5〕 生活支援	18
〔分野6〕 住環境	19
〔分野7〕 地域交流・地域活動	20
〔分野8〕 芸術文化・スポーツ・生涯学習等	21
〔分野9〕 権利擁護・虐待防止	22
〔分野10〕 理解・啓発	23
障害者福祉専門分科会の意見	24
八尾市障がい者基本計画ワーキング会議の意見	27

第3章 第4期障がい者基本計画後期計画

1. 施策の展開	28
〔分野1〕 療育・保育・教育	28
〔分野2〕 防犯・防災	32
〔分野3〕 保健・医療	34
〔分野4〕 雇用・就労	36
〔分野5〕 生活支援	39

[分野 6]	住環境	44
[分野 7]	地域交流・地域活動	46
[分野 8]	芸術文化・スポーツ・生涯学習等	49
[分野 9]	権利擁護・虐待防止	51
[分野 10]	理解・啓発	53

資料編

1.	計画の策定経過	55
2.	八尾市障がい者基本計画ワーキング会議の内容	56
3.	障害者福祉専門分科会コミュニケーション条例検討部会報告書	58
4.	障がい者に関する統計データ	63
5.	アンケート調査の実施概要	67
6.	用語集	69

第1章

計画の概要

1. はじめに

（1）計画策定の背景と趣旨

本市では、平成20年（2008年）3月に「第3期八尾市障がい者基本計画～ふれあいプラン～」（以下「第3期計画」という。）を策定し、「基本的人権に基づく差別のない社会づくり」、「障がい者の主体性と自立性を尊重する社会づくり」、「共に生きる社会・インクルーシブな社会づくり」、「すべての人が住みよい社会づくり」の4つの基本理念のもと、保健、医療、福祉、教育、就労、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきました。また、平成25年（2013年）3月には、「障害者基本法」に基づく「共生社会の実現」をめざすために「第3期計画」を改定しました。

その後、平成30年度（2018年度）の中核市移行を踏まえ、令和3年（2021年）から新たにスタートする「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」（以下「第6次総合計画」という。）のもとで、各分野別計画との整合性や一体化を図った総合的な施策展開を推進していくため、計画期間を3年間延長することとしました。

国においては、平成26年（2014年）に「障害者権利条約」が批准され、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）等が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）等が改正されました。その後、平成30年（2018年）には、「社会福祉法」が改正され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定するとともに、市町村が策定する地域福祉計画が、福祉の各分野における共通項目を定めた上位計画として位置づけられました。このように、障がい者の尊厳を守る各種法整備がなされる中、第3期計画において、障がいや障がい者理解を促進するとともに、障がい者への相談体制や関係機関との連携による施策の推進に努めてきました。

令和4年（2022年）には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、また、社会的障壁の除去の実施について必要な「合理的配慮の提供」が令和6年（2024年）から事業者に対しても法的義務化となり、本市でもコミュニケーション支援の充実に資する取り組みや障がい者の理解啓発について進めています。

障がい者の人権が尊重され、ともに生き、ともに支えあえる地域社会の実現に向け、さらなる自立と社会参加をめざした障がい者施策を推し進めることが求められています。

また、近年頻発している地震や豪雨被害などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症などへの対応が社会全体に求められており、行政だけでなく、医療機関や福祉事業所、民間企業をはじめ、市民同士のつながりによる地域福祉の推進体制の強化が必要です。

このような社会の情勢や国の動向、本市の状況を踏まながら、各福祉分野の上位計画である「第4次八尾市地域福祉計画」（以下「第4次地域福祉計画」という。）の理念や考え方に基づき、令和3年（2021年）に「第4期八尾市障がい者基本計画」（以下「第4期計画」という。）を策定し

ました。第4期計画では、4年ごとに見直しを行い、令和7年（2025年）からは後期計画として、すべての市民がかけがえのない個人として、誰一人取り残されることなく、社会参加と自己実現を図りながら住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、障がい者施策を推進します。

（2）障がい者施策に関する関連法の変遷

近年の障がい者施策に関する主な法改正等は以下のとおりです。

●災害対策基本法の改正・施行：平成26年（2014年）

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成を義務づけること等が規定されました。

●発達障害者支援法の改正・施行：平成28年（2016年）

発達障がい者に対するライフステージを通じた切れ目のない支援を実施すること、家族なども含めたきめ細かな支援を実施すること及び地域の身近な場所で支援が受けられるよう支援体制を構築すること等が規定されました。

●障害者差別解消法の施行：平成28年（2016年）

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の不提供の禁止」などが規定されました。

●成年後見制度利用促進法の施行：平成28年（2016年）

成年後見制度の利用の促進について基本理念を定めて国の責務等を明らかにし、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として施行されました。

●障害者雇用促進法の改正：平成28年（2016年）、平成30年（2018年）

雇用の分野における障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務について規定されるとともに、事業主に対して、その雇用する障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務化されました。

また、平成30年（2018年）には、法定雇用率の算定基準に精神障がい者が加えられることとなりました。

●社会福祉法の改正・施行：平成30年（2018年）

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行うなど、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備など、市町村における包括的な支援体制づくりに努めることなどが規定されました。また、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけることとされました。

●障害者総合支援法及び児童福祉法の改正・施行：平成30年（2018年）

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡充が図られました。

●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行：平成30年（2018年）

障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の發揮及び社会参加の促進を図ることを目的として施行されました。

●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行：令和元年（2019年）

視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や市町村が果たすべき責務などを明記し、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に施行されました。

●障害者雇用促進法の改正・施行：令和2年（2020年）

国における障がい者活躍推進計画作成指針及び国・市町村における障がい者活躍推進計画の作成を義務づけること等が規定されました。

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正：令和2年（2020年）施行

共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化することが必要となっており、公共交通機関に対するスロープ板の操作や照度の確保などのソフト基準の順守の義務づけ等が規定されました。

●地域共生社会実現のための社会福祉法の一部改正・施行：令和3年（2021年）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、社会福祉法等の一部が改正されました。

●障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行

：令和4年（2022年）

障がい者による情報の取得利用・意思疎通にかかる施策を推進するため、「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」、「日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする」、「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」、「高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用（デジタル社会）」の4つの基本理念が定められました。

●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正・施行：令和5年（2023年）

家族が虐待等の加害者である場合の対応として、「医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる『家族会』からDVや虐待の加害者を除く」、「市町村長は同意の事務に関して、関係機関等に必要な事項を照会できる」、「当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができる」ことが定めされました。

●障害者総合支援法の改正・施行：令和6年（2024年）

「障がい者の地域生活や就労の支援強化」、「障がい者の地域生活の支援体制の充実」、「精神障がい者等の希望やニーズに応じた支援体制の整備」、「難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化」、「指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する整備」等の改正が行われました。

●障害者差別解消法の改正・施行：令和6年（2024年）

民間事業者に対して、正当な理由なく障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否することや、サービス提供にあたっての場所や時間帯を制限するなど、障がいの有無で異なる取扱いをして障がい者を不利に扱うことの禁止に加えて、「合理的配慮の提供」が法的義務化されました。

（3）計画の位置づけと計画期間

〔1〕計画の位置づけと他計画との関係

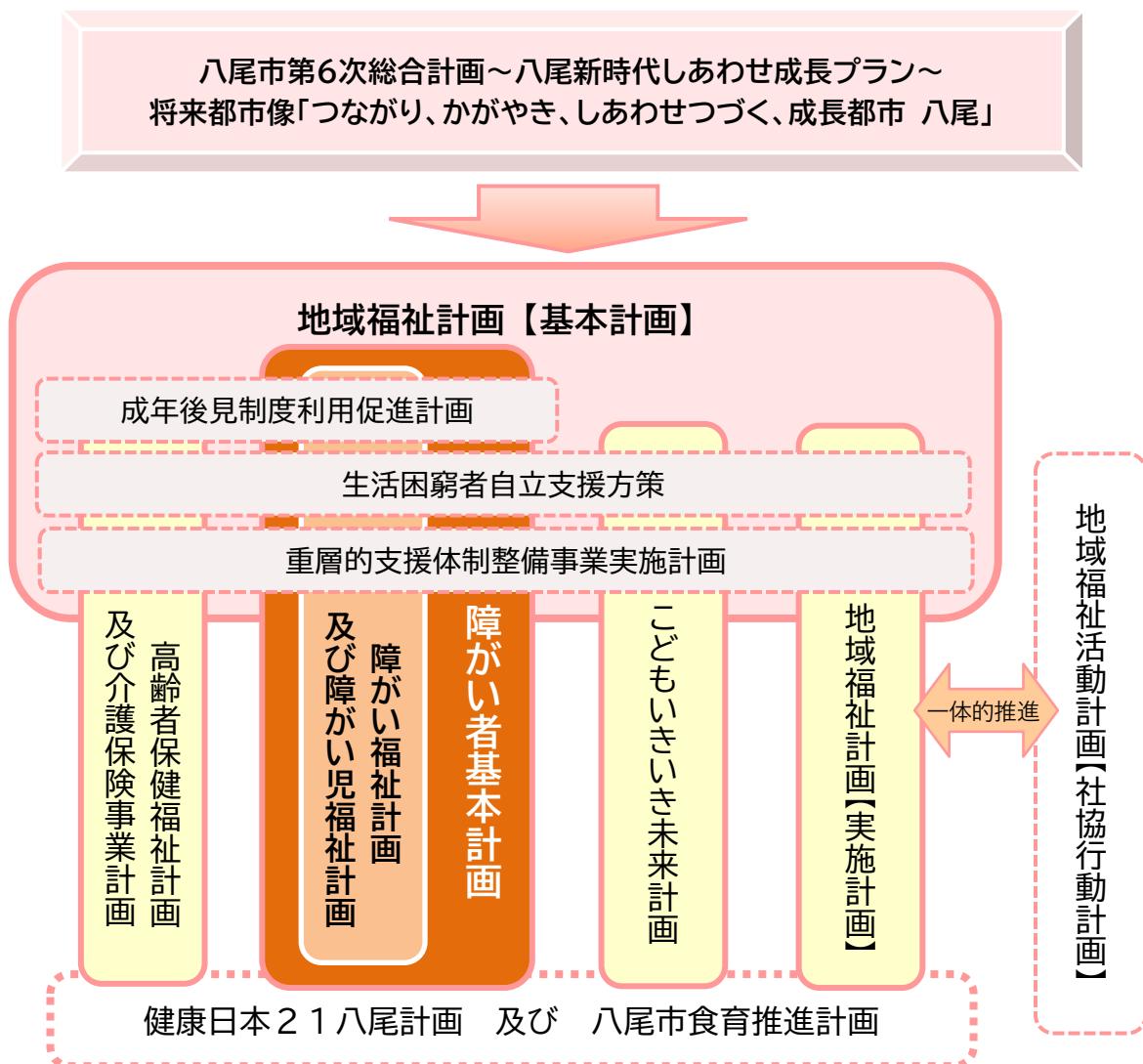
障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項を根拠に策定が義務づけられており、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、施策の総合的な推進を図るための基本的な計画です。

第4期計画は、国の基本計画や大阪府の計画に基づくとともに、本市のまちづくりの上位計画である第6次総合計画や各福祉分野の上位計画である第4次地域福祉計画の考え方や方向性と調和を図りつつ、地域の障がい者の状況等を踏まえ、本市における地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の量の見込みやその確保方策などを明らかにする計画です。

さらに、「八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「八尾市こどもいきいき未来計画」及び「健康日本21八尾計画及び八尾市食育推進計画」との調和を図り、包括的な支援体制の構築を図ります。

上位計画及び関連計画との関係図



障がい者基本計画

障害者基本法に基づく計画であり、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための総合的かつ計画的な取り組みの方向性や実施方針等を明らかにします。

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく計画であり、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する事項を明らかにします。

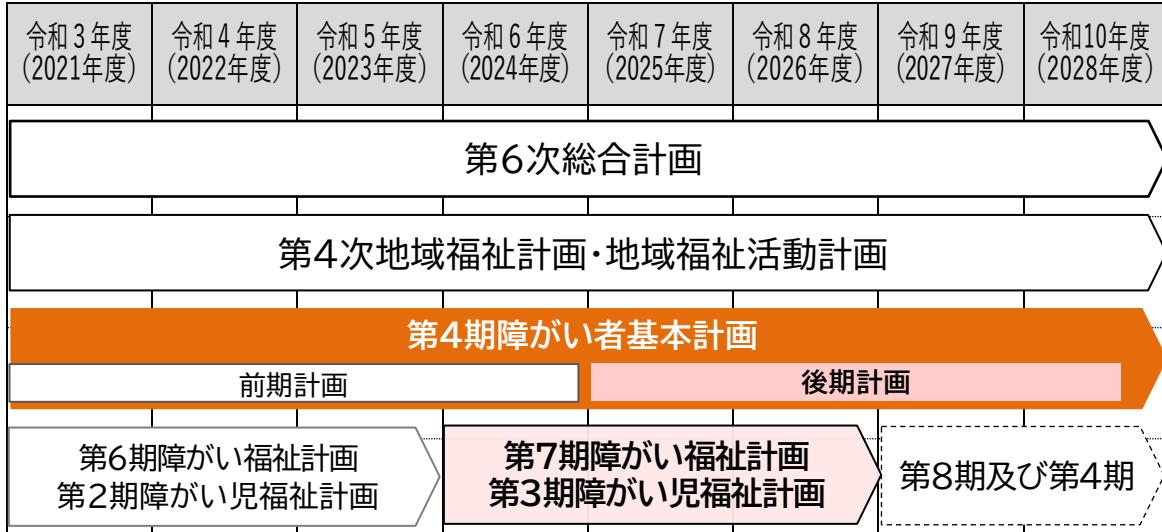
障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく計画であり、障がい児の通所支援をはじめ、地域での療育支援体制の確保等に関する事項を明らかにします。

〔2〕計画の期間

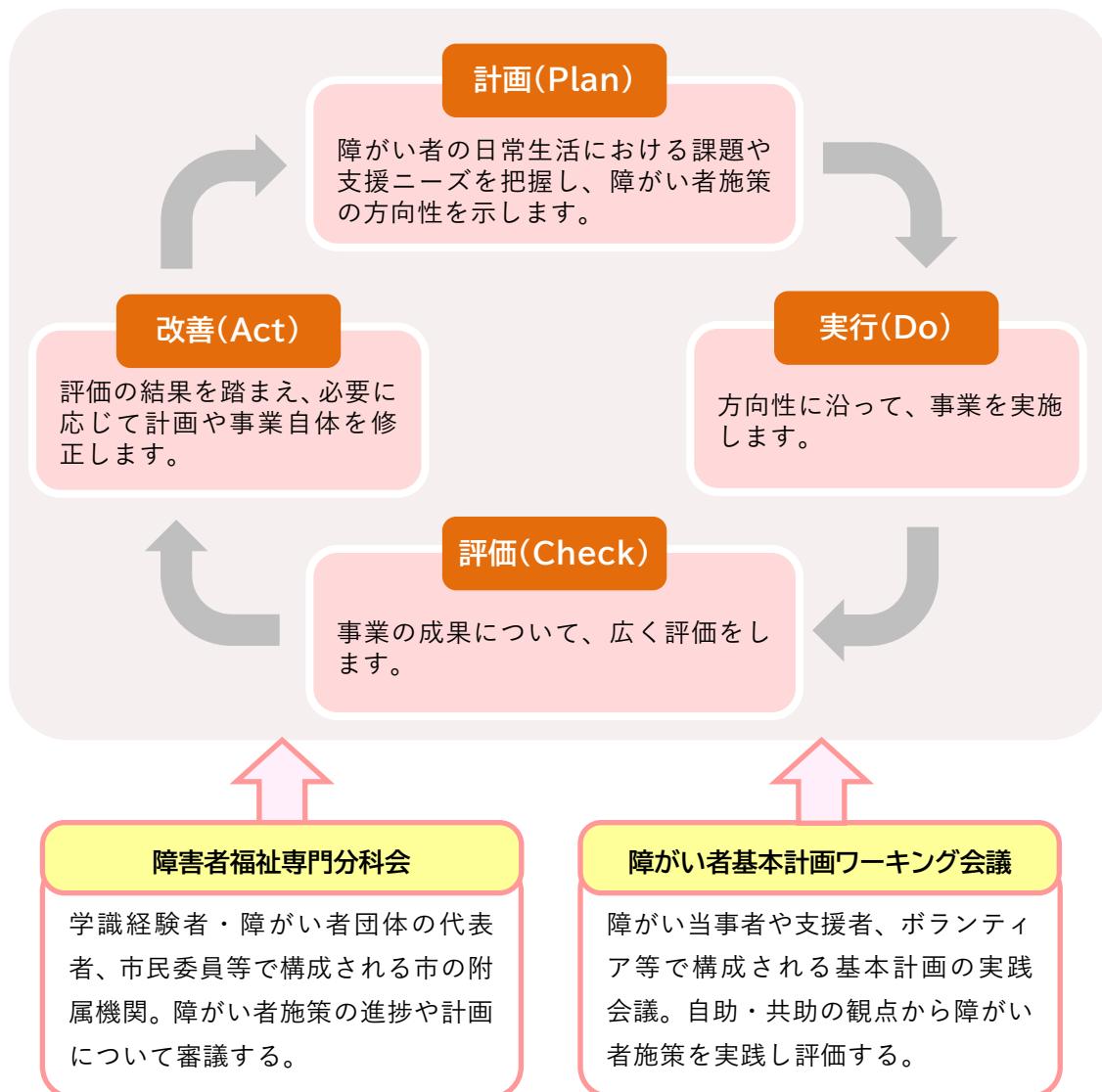
上位計画である第6次総合計画及び第4次地域福祉計画の計画期間が令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）までの8年間であることから、これらの計画と方向性を同一にするため、本計画期間を8年間とします。

また、第6次総合計画の後期計画が令和6年度（2024年度）中に策定される予定であり、本計画においても、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進行状況等を踏まえ、令和6年度（2024年度）に見直しを行い、後期計画として策定するものです。



〔3〕計画の進捗管理

本計画は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市をはじめ障がい者基本計画ワーキング会議にて実践し、八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会にて進捗管理を行います。



（4）計画策定の検討体制

〔1〕八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の実施

計画の策定にあたっては、本市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議を行ふ「八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」にて協議を行いました。

〔2〕八尾市障がい者基本計画ワーキング会議の実施

障がい当事者やボランティア等から構成される「八尾市障がい者基本計画ワーキング会議」を通じて、前期計画期間の取り組みについて評価・検証するとともに、本計画において取り組むべき分野別施策の方向性について検討を行いました。

〔3〕八尾市地域自立支援協議会の実施

本市の障がい福祉サービス事業所等で構成される「八尾市地域自立支援協議会」において、障がい者支援に関する課題等について検討を行いました。

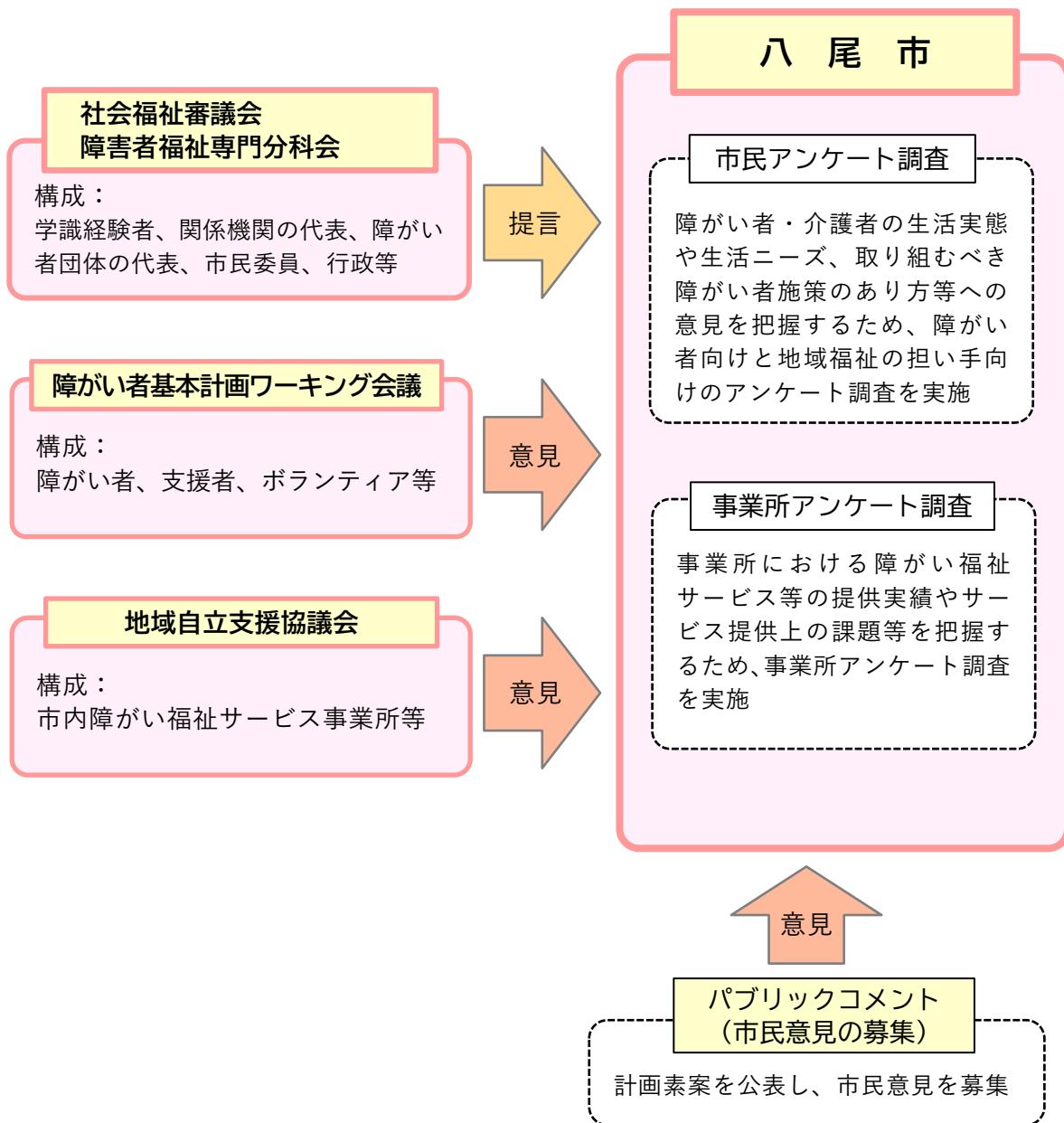
〔4〕パブリックコメントの実施

本計画の素案の段階で、「市民意見提出制度」に基づき、パブリックコメントを実施し、本計画に反映しました。

■パブリックコメントの実施期間

令和6年（2024年）12月2日から同年12月27日まで

計画策定の体制図



第2章

前期計画期間の状況等

1. 第4期計画の考え方

(1) 基本理念

障がいのある人もない人もすべての人が住み慣れた八尾の地でかけがえのない個人として尊重され、地域のつながりの中で安心して自分らしく生きていくことができるよう、次の理念を掲げて障がい者施策を進めていきます。

障がいのある人もない人も、ともに認めあい、
ともにつながり、ともにかがやく共生のまちづくり

【ともに認めあう】

障がい者への合理的配慮や必要な支援の中で、多様性を認めあい、障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあえる「共生社会」の実現をめざします。

【ともにつながる】

これまでの「支え手」と「受け手」に分かれた社会から、障がい者をはじめ、すべての市民が地域のつながりの中で役割を持ち、地域の一員として支えあい、地域をともにつくる「地域共生社会」の実現をめざします。

【ともにかがやく】

障がい者をはじめ、すべての市民が夢や希望に向けて前進し、光りかがやく未来につながるまちづくりを進めます。

(2) 基本的な視点

- これまで培ってきた地域のまちづくりの組織・活動・経験を強みとして発揮し、誰も取り残されることなく安心して暮らせるまちづくりをめざします。
- 障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の実践が広がる社会をめざします。
- 障がい者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保に努めます。
- 障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が多様性を認めあい、多様なコミュニケーション手段を活用しながら、市民同士で気軽に対話できる明るい社会をめざします。
- 障がい者が地域において、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保に努めます。
- 障がい者施策の推進にあたり、施策の計画段階から障がい者の意見を反映する機会の確保に努めます。

(3) 施策の体系

本計画の基本理念の実現に向けて、次の分野及び分野別施策に沿った取り組みを進めます。

分野	分野別施策
1 療育・保育・教育	(1) 障がいの早期発見体制の充実 (2) 療育・保育・幼児教育の充実 (3) 特別支援教育の充実 (4) 進路指導の充実
2 防犯・防災	(1) 防犯対策等の充実 (2) 防災対策の充実
3 保健・医療	(1) 健康の保持・増進対策の充実 (2) 医療・リハビリテーション体制の充実 (3) 感染症対策の充実 (4) こころの健康づくり
4 雇用・就労	(1) 一般就労への支援 (2) 福祉的就労の充実
5 生活支援	(1) 在宅生活の支援 (2) 居住系サービスの確保 (3) 移動手段の確保 (4) 相談・窓口体制の充実 (5) 情報提供の充実
6 住環境	(1) 住環境の整備 (2) 道路・公園・公共施設の整備等
7 地域交流・地域活動	(1) コミュニケーション支援の充実 (2) 地域交流の促進 (3) 地域活動への参加
8 芸術文化・スポーツ・生涯学習等	(1) 芸術文化活動等の推進
9 権利擁護・虐待防止	(1) 権利擁護システムの充実 (2) 虐待防止対策の充実
10 理解・啓発	(1) 教育・啓発活動の充実 (2) 行政への参画

2. 前期計画期間の取り組み状況

前期計画期間に関する分野別の基本方針の概要と施策に関する主な取り組み状況は、次のとおりです。

【分野1】 療育・保育・教育

【前期計画期間の取り組みの方向性】

保健、医療、福祉、教育等が連携しながら、子育て相談や発達相談をはじめ、療育での個別支援や集団生活を通じた保育や教育を継続しつつ、支援を必要とする障がい児の増加や障がいの多様化、複雑化に対応するため、豊富な経験と知識を活用した専門的な支援の強化に取り組みます。

切れ目のない支援を継続的に行うために、適切な支援計画、保育者や教員間等の連携及び就学時や進級時の支援の引き継ぎが重要になることから、一貫した支援体制の充実に取り組みます。

また、多様な教育的ニーズに対応できるよう、障がいの有無にかかわらず、互いの違いを認め、個性を尊重しあいながら、ともに教育等を受けることができる体制づくりをめざします。

さらに、学校卒業後の就労や地域生活を見据え、家庭と教育、福祉、就労支援機関等が連携し、働く力や生活する力を身につけることができるような教育等を推進します。

【主な取り組み状況】

(1) 障がいの早期発見体制の充実

新生児聴覚検査、乳児一般健康診査・乳児後期健康診査、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、経過観察健診、未熟児経過観察健診、こんにちは赤ちゃん事業、訪問指導など、支援等が必要かどうかの判断が難しい時期における健診や相談の機会を多く設け、障がいの早期発見に努めてきました。また、各種健診や母子通所としている個別療育の中で、保護者の育児や療育等に関する相談を実施し、不安等の軽減を図ることを通じて、適切な療育等をできる限り早期に実施する体制構築も進めてきました。

(2) 療育・保育・幼児教育の充実

令和4年（2022年）10月にこども総合支援センター「ほっぷ」がオープンし、発達の遅れや障がいに関する相談を含む、子育てや家庭のことに関するあらゆる相談体制の充実を図ってきました。

障がいのある児童が認定こども園等に通うため、各園に対する補助や園からの相談等があつた際の後方支援事業を紹介するといった取り組みを行い、認定こども園等における障がい児の入所数を増やしてきました。

また、市内に2か所ある公立の児童発達支援センターにおいては、通園による療育に加え、

保育所等訪問支援事業といったアウトリーチ型の支援も進めており、関係機関を含めた支援体制の充実を図る取り組みを進めています。

さらには、課題となっている医療的ケア児の支援の充実については、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、「八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドライン」を策定しました。医療的ケア児を先行して保育受入れしていた公立認定こども園に加え、私立の就学前教育・保育施設においても受入れ拡大を進めました。また、関係機関との協議の場を設け、具体的に必要な取り組みについて確認するとともに、未配置となっている医療的ケア児コーディネーターの役割等について意見交換を行い、配置に向けた取り組みを進めています。

(3) 特別支援教育の充実

障がい児への支援体制の整備として、全ての小・中学校にある特別支援学級に加えて、通級指導教室の設置数についても、計画期間で大幅に増加しています。これらに通う児童生徒数も増加していることから、指導者的人材育成にも注力し、各種研修等についても積極的に開催しています。さらに、特別支援教育支援員の数も増員し、個別状況に応じた支援を実施できるよう体制構築を進めています。

(4) 進路指導の充実

就学・進学・就職といった進路の選択が必要な際には、学校だけでなく専門家や関係機関と連携し、かつ、本人や保護者も納得した進路となるよう相談体制の充実を進めています。

就学時には八尾市就学支援委員会を中心に学校や教育委員会の他、就学前施設とも連携し、よりきめ細やかな情報提供を行っています。

進学及び就職時には、八尾市キャリア・パスポートを活用し、本人の意向や希望を明確化するとともに、八尾・柏原障害者就業・生活支援センターなどの関係機関においては、就職先の確保を進め、障がい特性やニーズに応じた多様な進路選択ができるよう努めてきました。

【分野2】 防犯・防災

【前期計画期間の取り組みの方向性】

障がい者が安心して地域生活を送るために、犯罪や事故の発生を未然に防止する対策を推進します。

大規模な災害発生時には、障がい者等の特に配慮を要する人は、災害情報の入手や迅速な避難行動が困難であること、避難生活における心身の負担等から大きな被害を受けることが想定されます。被災後の生活環境の変化等による災害関連死を防ぐためにも、避難行動支援及び避難生活支援を切れ目なく行うことをめざします。特に要支援者への情報伝達体制や避難支援のためのネットワークの構築、地域コミュニティにおける支えあいの地域づくりを推進します。

【主な取り組み状況】

(1) 防犯対策等の充実

障がい者に対する悪質商法の被害防止や消費生活トラブルの未然防止のための啓発活動、地域における防犯教室、支援学校や小学校等で開催している交通安全教室などを実施しています。また、市内各所に防犯カメラの設置も進めており、障がい者を含めた啓発や、犯罪や事故発生の未然防止に努めています。

(2) 防災対策の充実

災害時要配慮者の支援について、対象者へ「個別避難計画」の作成を依頼し、地域等に対して個人情報の提供に同意した方については、民生委員の個別訪問を行い、地域における顔の見える関係の構築及び個別避難計画の内容精査を行いました、その個別避難計画を基に、特に災害が発生しやすいと想定される土砂災害警戒区域において、市内福祉施設と連携のうえ、当該地域にお住まいの災害時要配慮者に対する具体的な避難支援の仕組みを構築しました。また、地域における災害時要配慮者支援については、引き続き取り組みを進めています。

その他、緊急通報装置の設置、緊急時の手話通訳派遣、N E T 1 1 9 ・ F A X 1 1 9 の設置などの緊急時の通報手段の確保についても実施しています。

【分野3】 保健・医療

【前期計画期間の取り組みの方向性】

保健・医療・福祉が連携した相談支援をはじめ、障がい者が身近な地域で必要な医療等を受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

また、障がい者が地域で健康に暮らし続けるために、保健・医療・福祉等の機関が連携し、健康の保持・増進、治療に関する施策を推進します。

さらに、精神障がい者の地域移行が進む中、身近な地域で必要とする医療的ケア等を受けられるよう、地域の医療機関等と連携した取り組みを推進します。

感染症の予防や拡大防止については、障がい者をはじめ、市民全体への予防対策の啓発や指導等を行うとともに、感染拡大時の相談体制や検査体制の確保及び医療機関との連携による治療体制の確保を図ります。

【主な取り組み状況】

(1) 健康の保持・増進対策の充実

障がい者の健康増進のため、特定健康診査、特定保健指導や各種がん検診については、筆談等での対応を行うなど、障がい特性に配慮した実施に努めています。また、在宅障がい者を対象とした歯科予防講習会の実施や、保健事業案内の周知啓発を行い、障がい者に対する健康づくりを推進しています。

(2) 医療・リハビリテーション体制の充実

障がい者医療費助成制度や自立支援医療制度により、適切な医療等を受けるための支援を実施しています。また、難病患者の方を対象に理学療法士、言語聴覚士、管理栄養士などの専門家による面接・訪問による相談支援を実施し、安心して地域で療養生活を送れるよう努めています。

(3) 感染症対策の充実

障がい者（児）施設等において感染症の集団発生時には、積極的疫学調査や健康観察、その他情報提供を実施し、感染症対策及び感染拡大防止に努めました。

また、障がい福祉サービス等事業所への事業継続のための支援として、国や大阪府と連携し、必要な衛生物品の提供や補助金の支給等を行いました。また、障がい福祉サービス等事業所及び各障がい者団体と連携し、感染症に関する相談支援や情報提供体制の強化に努めました。

(4) こころの健康づくり

精神障がい者の地域移行・地域定着の推進のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催し、課題の共有を行い、課題解決に向けて精神病床における入院患者の地域での暮らしの場と体験の機会の確保に関する事業を進めています。

また、こころの健康相談として、統合失調症・うつ病・依存症等の医療相談や、精神疾患があり、継続的に通院治療が必要な方についての医療費助成を実施しています。

【分野4】 雇用・就労

【前期計画期間の取り組みの方向性】

働く意欲のある障がい者がその適性に応じた能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労に向けた支援と就労後の職場での定着支援の充実に取り組みます。

また、障がい者の雇用の促進を図るため、企業等に対しては、障がい特性に配慮した職場環境が整備されるよう、障がい者雇用に関する理解啓発に取り組むとともに、障がい者のニーズに応じた雇用の機会の拡充を図ります。

心身の状況から一般就労が困難な障がい者には、福祉的就労を確保しつつ、一般就労に向けた支援の充実に取り組みます。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から物品や役務を調達することにより、障がい者の工賃向上につなげます。

【主な取り組み状況】

(1) 一般就労への支援

障がい者雇用の促進を図るため、柏原市やハローワーク等の関係機関と連携して「障がい者雇用を考える集い」「障がい者就職面接会」を実施し、一般就労の機会の創出や啓発を行っています。その他、八尾・柏原障害者就業・生活支援センターと連携して、職場体験等を実施しており、障がい者雇用を行うきっかけ作りなどを行っています。

また、地域における就労に課題を抱える方に対して、地域就労支援コーディネーターによる支援を実施し、それぞれが抱える個別課題についてきめ細やかな支援に努めています。

加えて、障がい福祉サービスの就労移行支援や就労定着支援の利用者数は増加傾向にあり、福祉的就労から一般就労への機会創出だけでなく、就職後の職場定着に関する支援も増えてきていることから、安心して働き続けることができる環境整備にも努めています。

(2) 福祉的就労の充実

就労継続支援事業所の利用者及び利用量が増加していることから、福祉的就労の提供体制については今後も充実を図っていくとともに、実地指導等による質の向上も進めています。

また、障がい者作業所等連絡会などに対して、本市で行われる各種行事等への参加を促し、商品の販売機会の提供などを行うことで、販路拡大や障がい者の工賃向上を図っています。

【分野5】 生活支援

【前期計画期間の取り組みの方向性】

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域で気軽に相談できる場の確保と、基幹相談支援センターによる重層的な相談支援体制の充実に取り組みます。

また、障がい者の自立した生活を支えるために必要なサービスの提供に努めるとともに、適切なサービスを提供するため、人材の育成と確保を促進します。

障がい者の地域移行の進展に伴い、障がい者が地域で生活するための受け皿として、グループホーム等の居住系サービスの提供体制の充実を図ります。

さらに、障がい者の重度化・高齢化や親なきあと等を見据え、グループホームや入所施設といった多様な生活の場の充実と地域全体で障がい者を支える体制の整備に取り組みます。

【主な取り組み状況】

(1) 在宅生活の支援

訪問系サービス、短期入所、日中活動系サービスの利用量は増加傾向にあり、特に精神障がい者の利用量が大きく増加しています。それに伴い、障がい福祉サービス事業所数も増加しているため、利用ニーズに対応できるよう体制構築に努めています。一方で、障がい福祉サービスの質の確保も重要となっており、実地指導等の強化も進めています。

加えて、地域生活支援拠点等事業として、地域で安心して暮らすことができるよう、24時間の相談支援体制の構築、事前登録制の緊急時の受け入れ体制確保、グループホームの健康管理体制支援といった取り組みを新たに行いました。

(2) 居住系サービスの確保

障がい者が自分らしく地域で生活するための場として、グループホームの確保が重要であることから、重度障がい者も受け入れできるよう上記(1)にも記載したとおり、健康管理体制の支援として主に訪問看護ステーションと連携し、グループホームに従事する方の不安や負担を軽減する取り組みを実施しています。

施設入所支援については、利用者数は横ばいであり、一定、国の方針や障がい福祉計画に沿った提供体制の確保に努めています。

(3) 移動支援の確保

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、移動支援等のサービス利用量は一時大きく減少しましたが、直近の利用量は増加傾向にあり、事業所数も増加しています。

また、本市独自の事業として障がい福祉サービス以外にもタクシーの基本料金助成や自動車改造助成も継続して実施しています。さらには交通の不便な地域における対策として、乗合いタクシー事業を市内6地域で展開しています。

(4) 相談・窓口体制の充実

基幹相談支援センター及び八尾市立障害者総合福祉センターにて、24時間対応の相談窓口を設置しました。その他、計画相談支援や地域包括支援センター等でも相談に対応しております。さらには重層的支援体制整備として、「つなげる支援室」を設置し、これまで相談につながらなかったケースや複合的な課題を抱える人への支援を行っており、「断らない相談支援」の取り組みを進めています。

(5) 情報提供の充実

八尾市ホームページ及び市政だよりの音訳・点訳をはじめ、誰もが利用しやすいものとなるようリニューアル等を実施してきました。障がい福祉に関する情報提供としては「障がいふくしのしおり」をフルカラーで毎年情報更新を行い、障がい福祉サービス事業所の一覧については毎月更新しています。さらには八尾市公開型G I S 「やおデジマップ」を活用し、地図上で事業所を表示するなど、より分かりやすい情報発信に努めています。

【分野6】 住環境

【前期計画期間の取り組みの方向性】

障がいの有無にかかわらず、あらゆる障壁を取り除き、誰もが快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、住環境の整備と道路や公共施設など不特定多数の人が利用する施設等におけるバリアフリー化を進めます。また、公共空間における安全性を確保するために、駅周辺の交通マナー等に対する理解啓発を図ります。

【主な取り組み状況】

(1) 住環境の整備

住宅のバリアフリー化促進のため住宅改造費助成を実施し、市営住宅では障がい者等の入居者に対し改善済みのエレベーターのある住居への住替案内などを行い、安全で快適な環境の住まいが提供できるよう努めています。

また、住居を探すのが困難な障がい者や高齢者等に対する相談会の実施や、住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」の登録を進めており、登録住宅数は順調に増加しています。

(2) 道路・公園・公共施設の整備等

公共施設の改修及び新設の際のバリアフリー化を進め、公園の整備では、インクルーシブ遊具の設置・検討も行っています。また、民間事業者による施設整備については、計画段階からバリアフリー法等に基づく届出を求めています。

迷惑駐車については青色防犯パトロールカーによる定期的な啓発を行い、また、放置自転車についても、禁止区域を設定し、指導や移動保管を積極的に行い解消に努めています。

【分野7】 地域交流・地域活動

【前期計画期間の取り組みの方向性】

障がい者が地域の中で、より楽しく充実した生活を送るために、地域交流を促進します。また、障がい者が地域で役割を持ち、地域の担い手として活躍できるよう、地域活動への参加を促進します。さらに、地域交流や地域活動への円滑な参加促進に向けて、ＩＣＴ等も活用しながらコミュニケーション支援の充実を図ります。

障がいの有無にかかわらず、地域団体や学校等の関係機関と連携し、地域住民と障がい者が気軽に集い、交流できる場や機会の提供と充実を図ります。

また、誰もが地域社会を構成する一員として活躍できるまちづくりを見据え、さまざまな地域活動や障がい者団体等との活動を通じて、地域社会とのつながりを深めます。

さらに、広く市民全体にコミュニケーション支援自体の理解や地域社会とのつながりが深まるよう、コミュニケーション支援の重要性を明らかにするため、条例化を含めた検討を行います。

【主な取り組み状況】

(1) コミュニケーション支援の充実

手話奉仕員養成講座については、ステップアップできるよう段階別の講座を設定するなど、手話通訳者の養成に向けた取り組みを進めています。学校や地域への手話等の啓発は、新型コロナウィルス感染症の影響で実施ができていない状況でしたが、民間事業所等の協力のもと徐々に活動を再開しています。

手話通訳者等の派遣については、必要時にはすべて対応ができるよう体制強化に努めています。

また、コミュニケーションに関しては、八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会にて、条例制定を含めた今後の方向性について2か年にわたり議論を行いました。その中で具体的な事業として「コミュニケーションの充実に資する事業」について着実に取り組みを進めることが重要であるという結論に至り、14項目の取り組みを整理しました。

(2) 地域交流の促進

八尾市立障害者総合福祉センターにおいて、交流促進等のため芸術文化関係講座、スポーツ教室、レクリエーション事業を積極的に実施しています。他部署においても車いすバスケットボール教室を行うなど、障がい者も参加しやすいイベントを開催しています。

また、放課後児童室における障がい児の受入数は増加しており、支援体制の充実に努めています。その他、一部地域では、災害時における障がい者支援に関する講習会を定期的に実施するなど、地域での交流の機会創出を進めています。

(3) 地域活動への参加

ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動促進のための講座や活動発表等の場としてボランティアフェスタを開催し、地域活動の担い手としての参加促進を行っています。

また、住民団体等が行う福祉活動促進のため助成金を交付し、地域で障がい福祉等の向上に資する取り組みも行っています。

【分野8】 芸術文化・スポーツ・生涯学習等

【前期計画期間の取り組みの方向性】

障がい者が芸術文化活動、スポーツ、生涯学習などを通じ、それぞれのライフスタイルにあった生活の豊かさを求められるよう支援を充実します。

また、障がい者が地域において芸術文化、スポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じた芸術文化やスポーツに関する人材の育成、関係者のネットワークづくりを促進します。

また、障がい者が生涯にわたり、芸術文化やスポーツなどのさまざまな機会に親しむことができるよう、多様な学習活動等の機会の充実を図ります。

【主な取り組み状況】

(1) 芸術文化活動等の推進

八尾市立障害者総合福祉センターにおいて、芸術文化・スポーツ・生涯学習関連（料理や茶華道など）の講座を広く実施し、作品展示や発表会も開催することで生きがいづくりの促進に努めています。

視覚障がい者に対し図書館では点字図書や対面朗読の実施、スポーツ分野ではエアロビクスとヨガ教室を実施しています。加えて、文化振興事業として障がいのある方もない方も一緒に楽しむことができるインクルーシブなコンサートや高校合同文化祭での八尾支援学校高等部による作品展示等のイベントも実施しており、芸術文化活動等にかかる機会の創出に努めています。

【分野9】 権利擁護・虐待防止

【前期計画期間の取り組みの方向性】

障がいの有無にかかわらず、市民が等しく日常生活や社会参加ができるよう、あらゆる場面で社会的障壁を取り除く合理的配慮の浸透を図ります。

また、地域共生社会の実現に向けた重要な制度である成年後見制度については、十分に利用されているとは言えず、障がい者の重度化・高齢化の進展や親なきあと等を見据えて、金銭管理を含め、自立した生活環境を整える必要があり、制度周知を含めて利用の促進を図ります。

障がい者の虐待に関しては、基幹相談支援センターをはじめ、虐待防止センターや相談支援事業所等と連携し、迅速に対応できる体制を充実します。

【主な取り組み状況】

(1) 権利擁護システムの充実

障がい者が自立した生活を送るための制度のひとつである成年後見制度を、必要な方が適切に利用できるよう制度周知や体制構築を行ってきました。八尾市社会福祉協議会の権利擁護センターを中心に、制度周知のための講習会や法人後見・市民後見人の養成及び活用促進に取り組んでいます。また、判断能力が不十分な方への支援として、契約により本人に代わって手続きや金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施しています。

(2) 虐待防止対策の充実

八尾市基幹相談支援センター及び障がい者虐待防止センターを中心に、相談等に対応しつつ、虐待発生時には適切な対応に努めています。また、早期発見のためには虐待を発見した際の通報が重要であることから、通報の義務などに関する啓発活動も行っています。

【分野 10】 理解・啓発

【前期計画期間の取り組みの方向性】

障がいの有無にかかわらず、ともに認めあい、支えあいながら、地域でともに暮らしていくために、地域や学校、企業等におけるさまざまな場面において、関係機関と連携し、効果的な障がい者理解の啓発に取り組みます。

【主な取り組み状況】

(1) 教育・啓発活動の充実

広く障がいに対する理解を深めるため、障がい者基本計画ワーキング会議において障がい当事者等による啓発動画を作成し、Youtube に掲載することで一人でも多くの方に届くような啓発を実施しています。また、障がい者フォーラム等のイベントにて、アリオ八尾などの商業施設と連携し、障がい児者の作品展示や作業所商品の販売会などを行い、多くの市民に障がいを感じていただくことに努めています。

毎年、市内の全小学校の児童に対して、障がい者団体による障がい者体験学習を実施しており、疑似体験や障がい当事者から直接話を聞くことを通して、障がい者への理解や知識の習得の機会を提供しています。

その他、人権啓発イベントや他部署及び地域のイベント等への参加、産業部門のメールマガジンを活用した合理的配慮に関する周知啓発など、福祉以外の分野においても積極的に障がいに対する理解・啓発活動を実施しています。

(2) 行政への参画

障がい者施策の推進や事業評価や事業立案の段階においては、障害者福祉専門分科会や当分科会の下部組織である八尾市障がい者基本計画ワーキング会議での意見交換や議論を経て、施策展開を実践しています。障害者福祉専門分科会委員は、障がい者団体や各種支援機関の代表、障がい福祉に携わる公募市民等で構成されています。また、障がい者基本計画ワーキング会議では、障がい当事者とその支援者が委員となり、さまざまな障がい者の意見の反映に努めています。

障害者福祉専門分科会の意見

«分野1に関する意見»

- 「発達障がい」の理解啓発について、現状課題が多いため取り組みの推進が必要と考える。
- 「特別支援教室の充実」に関して、児童生徒の指導の根幹となるべき個別の指導計画等の実効性に課題があると感じるため、実際にどのような課題や問題があるのか等を明らかにしてほしい。
- 多くの保護者から指導者の資質向上と指導内容の充実を求める声が上がっている。各種研修等を開催しているとあるが、なかなか改善が進まない現状もあるので、もう一步踏み込んだ対策が必要と考える。
- 医療的ケア児のサポート体制の充実は重要であり、保護者のニーズを聞く場を設けること等が大切だと考える。
- 「特別支援教育の充実」について、子どもたちのニーズに合わせて支援する体制の構築が必要と考える。
- 支援を必要とする障がい児は増加及び多様化している。適切な支援を受けることで回復すると思うので、個別に応じた支援の実施は急務である。
- 特別支援教育について、子どもたちと向き合って頑張っている方もいると思うが、中には障がいの理解が十分でない方もいるように感じる。
- 本人の受診態勢ができるよう、児童期から保育・教育機関において出張医療のような形で経験することも必要であると考える。
- 親子型の事業は、保護者の成長が期待できることもあり、事業効果の啓発に努め継続実施が望ましいと考える。
- 言語聴覚士の配置はとても大切な観点のため、拡大し実現してほしい。
- 特別支援教育について、2022年4月27日付け文部科学省通知によって、これまでと対応が変わってしまう不安を保護者から聞いた。これまでの仕組みから後退しないよう尽力されているとは思うが、これまでの取り組みに加えて子どもたちの声を大切にさらなる充実を図ってほしい。

«分野2に関する意見»

- 障がいや介護等に関する情報を八尾の地域ネットワークに入力・更新できるシステムを構築し、災害時等に避難所や病院等で速やかに情報を得ることができれば、緊急時の連携や正しい診療に役立つと考える。
- 災害時にグループで複数名の方を救護する場合などには、例えばグループL I N Eのような、記録ができ、同時にやり取り等を閲覧できる機能があるシステムや機器が有用であると考える。
- 一部の地域で障がい者等における「災害時の避難方法」の講習会を開催している。避難方法の学習以外にも、地域のどこに障がい者の方が住んでいるかの確認もでき、地域での避難支援に有効であるため、全ての地域での講習会の開催は重要である。
- 災害時要配慮者支援の取り組みについて、具体的な支援体制の確立について、他地域への展開や他の災害への拡大を進めていくべきである。

- 地域コミュニティにおける支えあいの地域づくりは災害発生時には特に必要であり、急がれる課題である。町長が1年交代という町会が多い中、地域で要支援者を把握することは困難である。
- 避難所について、障がい特性等により場所を確保することは難しいと考える。しかし、知的障がい者などは物音等で不安を感じることもあり、例えば防災マップに災害時にはどうすれば良いか、どこに行けばよいか、何を持っていけばよいか等のアドバイスのようなものを掲載できれば良いと思う。
- 個別避難計画の周知徹底を図り、公的な援助が届かない間の援助が滞ることのないよう、地域での情報共有を進める必要があると思うので、体制整備を進めてほしい。

『分野3に関する意見』

- 新型コロナウイルス感染症は5類に法律上の位置づけが変わったが、感染は収束しきれておらず、感染症対策の継続が必要である。今後の再流行等に備え、市、保健所、施設との情報共有や有症状者の把握、患者への対応方法の周知などは継続していってほしい。
- 感染症対策として、グループホームなどから隔離が必要な場合に備えて、隔離する場所の確保が必要である。

『分野4に関する意見』

- 「福祉、保健、労働、教育、商工等の関係機関の連携」はこれから特に重要な課題だと思う。
- 就労が進まない理由は雇用先の不足が大きな要因であると思う。企業等に向けた雇用先の拡大に関する具体的な取り組みが必要である。
- 福祉的就労の充実について、支援の質の向上の取り組みが実地指導だけとなっているが、事業所職員の人材育成に向けた取り組みも必要である。

『分野5に関する意見』

- 身近な地域で気軽に相談ができる場の確保が必要である。
- 強度行動障がい者を受け入れる短期入所先がない。
- 施設入所できる先が少ない。八尾市に限ったことではないが、通所先でパニックになり通所ができなくなった際の対応が不十分だった。
- 居住系サービスの確保について、グループホームの確保が困難となっている。居住確保に向けた地域への働きかけなど、事業所任せではない取り組みが必要である。
- 障がい者差別や人権侵害を受けた際の相談をしやすくするため、障がい者差別にかかる窓口機能の充実が必要ではないか。また、そのことに関する広報がもっと必要ではないか。

《分野6に関する意見》

- 避難所のバリアフリー化に関する点検なども必要だと思う。
- 障がいの重度化・高齢化等により今まで住んでいたグループホームの住居改善が必要となった場合、改善に制度等を活用することなどの取り組みも大事である。

《分野7に関する意見》

- 取り組み等の視点に「手話が言語である」ことを明記することが必要ではないか。
- 障がい者が地域活動に参加し、地域との交流を持つことは重要である。地域活動を主催する側は障がい者の情報等が入ってこないので、いかに障がいの方と接点を持つかを模索している。

《分野9に関する意見》

- 八尾市で施設や病院の担当者向けに虐待防止に関する講義等を開催し、各職員がそれを持ち帰り他の職員へ伝達することが、職員の意識啓発と施設全体の虐待予防につながると考える。
- 虐待の発見のみならず、障がい者差別や人権侵害の発見にも触れる必要性があると思う。今もなお障がい者差別は発生しており、相模原市の障がい者施設のような事件を二度と起こさないためにも、差別、人権侵害、合理的配慮の不提供について報告しやすい体制整備が求められる。
- 「親なきあと」は「親あるうち」に対策等ができるよう意識を変える啓発をすべきだと思う。
- 虐待防止センターの取り組みが不明確。市民に対して、相談事業等の取り組みやシステムを説明することが虐待の啓発や早期発見につながると考える。

《分野10に関する意見》

- 啓発活動をアリオ八尾などの商業施設で行うと、行き交う多くの市民の目に触れて効果があると感じた。
- 精神障がいの理解促進や自殺予防なども教育として学習する機会を盛り込んでほしい。

八尾市障がい者基本計画ワーキング会議の意見

- 将来的に金銭管理を自分で行う必要が生じた際には、詐欺に引っかかってしまうかもしれない感じる。
- 疑わしいメールや電話はあり、不審なメールは基本開かないが中には必要なものもある。一人で判断することは難しく、周囲や消費生活センターに相談することが必要である。
- ネット犯罪の対策講座に障がい者も参加できるように環境を整えることができれば良い。
- 障がい者が被害に遭うという点では、自分で意思表示ができないことから好きなようにされてしまう。「何かあった時にはここに相談すべき」という啓発が必要である。
- 住んでいるマンションの避難訓練に参加したが、参加者が少なく、市民の方はあまり関心がないのかと感じた。消火器の使い方を教えてもらったが、参加しなければ分からぬことだと思う。
- 地区によって避難訓練の有無にバラつきがあるのかもしれない、全体的な底上げが必要ではないか。
- 大規模な災害時に、障がい者は支援対象というだけではない。助ける側に回らないといけない場合もある。
- 水害では垂直避難するよう言われるが、電動車いすでは困難な部分がある。車いす用の階段昇降機が避難所にあればと思う。
- 障がい者が一人で生き残ってしまった場合、かつコミュニケーション能力が乏しい場合、その人をどのようにサポートしていくのか。避難所での対応だけでなく、復興中、復興後の長い期間でのサポートという点を話したい。
- 避難所内において、障がい者に対する情報保障はどう守られていくのかが気になるところである。
- 避難所では、耳が聞こえないことを周りに知らせるバンダナ等があれば良いと思う。また、聴覚障がい者が避難所にいることを手話通訳者へ知らせてもらいたい。
- 民生委員に障がい者が地域にいることを普段から把握してもらいたい。
- 合理的配慮の提供は本人からの申し出が前提になるが、意思表示できない場合の対応が問題になる。
- 障がいを理由に出産や結婚ができないといったことはないようにしてもらいたい。
- 障がいのある人が親になった場合、ヤングケアラーの問題が出てくる。
- 障がい者が子どもを持つことについていろいろと言われる。離婚した場合、シングルマザーになった時、常に虐待していないかというような目で見られながら暮らしている。
- 視覚障がいや車いすなどの一目で分かる障がいだけでなく、見た目で分からない障がいのある方のことが計画に含まれるようにしてほしい。
- 合理的配慮について、身体障がい者は具体例が分かりやすいが、精神障がいの場合はなかなか難しく、理解が深まっていると感じる場面があまりないかもしれない。
- 「白杖使用者を手伝う方法が分からない。集会所に人を集めるとどうにしたら良いか教えて欲しい」と地域の人に言われ、実際にして欲しいことを伝える機会があった。声をかけるのは勇気がいるが、やってみたら簡単と言ってもらえた。

第3章

第4期障がい者基本計画後期計画

1. 施策の展開

〔分野1〕 療育・保育・教育

【現状と課題】

障がい児が、発達の状況や養育環境、教育的ニーズなど、各々の状態に応じた指導、訓練や相談を必要としています。また、就学・進級時には、通園・通学先において障がいに対する先生や友達の理解が求められます。

切れ目のない子育て支援を行うため、八尾市こども総合支援センター「ほっぷ」や教育センターが中心となり子育て及び教育等に関する相談支援を実施しており、安心して子育てができる環境の整備を進めています。また、多様化・複雑化する相談等に対応するためには、障がい児通所支援事業所などの関係機関との連携強化も必要であり、さらには「やおっこファイル」や学校園等が作成する「個別の教育支援計画」等をより効果的に活用し、個別のニーズに応じた一貫性ある支援を受けることができる体制の確立が求められています。

療育・保育・教育においては、障がいの早期発見と適切な支援につなげるとともに、共働き世帯やひとり親家庭など、子どもをとりまく環境の変化を踏まえ、障がい児一人ひとりの状況やライフステージに応じて、本人やその家族に対する切れ目のない支援が求められています。

【第4期後期計画の方向性】

発達障がいをはじめ、支援を必要とする障がい児の増加や障がいの多様化・複雑化に対応するため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を深めつつ、相談支援体制の強化に取り組みます。また、医療的ケア児などへの支援については、ニーズを確認しつつ必要な支援の充実を図ります。

切れ目のない支援を継続的に行うために、適切な支援計画、保育者や教員間等の連携及び就学時や進級時の支援の引き継ぎが重要になることから、一貫した支援体制の充実に取り組みます。

また、多様な教育的ニーズに対応できるよう、教職員の資質向上と指導内容の充実を図り、障がいの有無にかかわらず、互いの違いを認め、個性を尊重しあいながら、ともに教育等を受けることができる体制づくりをめざします。

さらに、学校卒業後の就労や地域生活を見据え、家庭と教育、福祉、就労支援機関等が連携し、働く力や生活する力を身につけることができるような教育等を推進します。

(1) 障がいの早期発見体制の充実

特別な配慮や支援を必要とするかどうか判断の難しい児童の相談に対して、適切な療育等を早期に実施するために、乳幼児健康診査等において、障がいの早期発見に努めるとともに、子どもの成長に関する心配ごとを気軽に相談できる環境の充実など、保健、医療、福祉、教育等が連携した相談支援体制の充実を図ります。

また、子どもの発達の遅れに気づいたり、一人ひとりの障がいの特性や保護者のニーズに応じた療育に適切につないだりできるよう、相談支援に携わる職員の資質の向上に努めます。

主な事業	取り組み方針等
乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進、障がいの早期発見・対応のため、また、育児支援、育児不安の軽減のため、健康診査や保健指導、育児相談等を行い、支援が必要な子どもを療育機関に円滑につなぐ。

(2) 療育・保育・幼児教育の充実

発達に遅れのある子どもが早期に質の高い療育等を受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を強化し、支援体制を充実させるとともに、とりわけ重症心身障がい児、医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実を図ります。

また、障がいのある子どもが健やかに成長できるよう、認定こども園や保育所（園）等における集団での保育・教育環境の充実を図るとともに、専門家による巡回指導や研修といった後方支援の強化を図ります。

主な事業	取り組み方針等
障がい児相談事業の充実	発達に遅れ等のある児童とその保護者への指導及び相談（各種教室）、児童の発達や人間関係等の家庭と児童に関するあらゆる相談（家庭児童相談事業）を行うとともに、乳幼児の子育てに関する相談全般を継続して実施する。相談員の体制の充実や就学後につなげる教育機関との連携強化に努める。
障がい児保育・特別支援教育の推進	障がいのある就学前児童（3歳児から5歳児まで）を対象に、就学前教育・保育施設の入所相談を受けるとともに、利用調整を行い、入所児童については集団生活の中での保育を実施し、児童の発達を促す支援をする。
児童発達支援センター等における療育の推進	一人ひとりの児童の状況を踏まえ、適切な機関へ案内を行えるよう、関係機関との連携を強化する。また、障がいのある就学前児童（3歳児から5歳児まで）を対象に認定こども園や保育所（園）の保育を支援する。 保育者に対し専門家による巡回指導や研修等を実施し、保育内容の充実を図る。

主な事業	取り組み方針等
児童にかかわる関係機関の連携による療育の実施	障がいのある児童が、障がい児通所支援事業所、認定こども園、保育所（園）、幼稚園、学校等、どこに通っていても発達の状況や養育環境など各々の状態に応じた支援、訓練、相談など必要な支援に結び付けられるよう、療育・保育・教育・保健等の連携による支援のあり方や療育体制について検討する。
医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実	医療的ケア児の支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関による協議の場において、医療的ケアが必要な子どもへの切れ目のない支援体制の強化を図る。
障がい児通所支援	支援の必要性の高い発達障がいを含む障がい児等に対して、療育事業等の支援を行う。

（3）特別支援教育の充実

障がいのある子どもに対する切れ目のない支援の強化に向けて、保護者の参画を得つつ、保健、医療、福祉、教育、労働等の連携のもと、支援の引き継ぎができる体制を充実するとともに、個別の教育支援計画を効果的に活用し、一人ひとりの障がい特性や環境等の状況に応じた指導や教育支援を充実します。

また、子どもの頃から、障がいのある人への理解と認識を深め、思いやりの心を育むことができるよう、障がい理解教育を推進します。

主な事業	取り組み方針等
指導内容・指導方法の工夫・改善	支援が必要な子どもに対するさらなる理解を深め、指導技術及び資質の向上を図るため、教職員研修・事例研究を行う。 保護者の参画のもと、教育、福祉、医療等のさまざまな関係機関が連携しながら、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を効果的に活用し、学校卒業後も見据えた長期的な視点で一人ひとりの障がいに応じた適切な支援を行う。
障がい児への支援体制の整備	支援学級・通級指導教室を設置し、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な指導・支援が行える体制を構築するとともに、子どもの自立・成長に資する指導・支援のあり方について、専門家の参画も得ながら、学校や保護者へ助言する。
インクルーシブ教育の推進	支援が必要な子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、子ども一人ひとりの状況に応じて、学校施設・設備の改善や教材購入を行うとともに、介助員・特別支援教育支援員の配置を進める。 障がい児に対する正しい理解が進み認識が深まるよう、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが「ともに学び、ともに生きる」インクルーシブ教育を推進する。

(4) 進路指導の充実

障がいのある子どもが自立と社会参加のもと、自己の可能性を伸ばし、健やかに暮らすことができるよう、本人や保護者の希望に応じた適切な進路指導や支援体制を充実します。

また、福祉、教育、労働等の連携により、進学先や就労先での障がい者理解や合理的配慮を促進することで、障がい特性やニーズに応じた多様な進路選択の充実を図ります。

主な事業	取り組み方針等
就学支援委員会による就学先決定の支援	障がいのある子どもの就学に際して、子どもの状況やニーズに合った最適な就学先及び入学後の支援のあり方等を協議するため、就学支援委員会を設置し就学相談を実施する。
障がい児に対する進路指導の充実	障がいのある児童生徒・保護者が納得できる進路選択を実現できるよう、児童生徒・保護者との緊密な連携のもと、丁寧な情報提供、相談を行うとともに、進路委員会等で情報共有しながら学校全体で進路指導を行う。
進路の確保に向けた取り組みの充実	八尾・柏原障害者就業・生活支援センターを中心に、福祉・労働など各機関と連携し、学校卒業後の就職先の拡充を図る。 「職場体験学習」や「高校・大学体験学習」などのキャリア教育を充実させるとともに、児童生徒の受け入れ先の職場・高校・大学等への啓発などについて検討する。

〔分野2〕 防犯・防災

【現状と課題】

防犯対策として、防犯カメラや防犯灯の設置・増設などの防犯設備の整備や地域での顔の見える関係づくり、自主的な防犯活動など地域のつながりによる体制が求められています。また、インターネット等を悪用したサイバー犯罪や特殊詐欺も増加しており、それらへの対策も近年では重要となっています。

防災対策としては、近年多発している風水害や大地震への対策が喫緊の課題となっており、避難情報の入手、避難場所への移動手段の確保及び避難場所での障がい者の特性に応じた配慮についての課題があります。

また、障がい者自身が普段から生活必需品の備蓄や家族等で避難場所を確認しておくことが必要であり、同意者リストの活用などによる地域での顔の見える関係づくりや地域で災害時に支援を必要とする人の把握など、自助及び共助に対する意識啓発が重要です。

【第4期後期計画の方向性】

障がい者が安心して地域生活を送るために、犯罪や事故の発生を未然に防止する対策を推進します。

大規模な災害発生時には、障がい者等の特に配慮を要する人は、災害情報の入手や迅速な避難行動が困難であること、避難生活における心身の負担等から大きな被害を受けることが想定されます。被災後の生活環境の変化等による災害関連死を防ぐためにも、事業者等と連携し、避難行動支援及び避難生活支援を切れ目なく行うことをめざします。特に要支援者への情報伝達体制や避難支援のためのネットワークの構築、地域コミュニティにおける支えあいの地域づくりを推進します。

（1）防犯対策等の充実

警察や地域の関係団体等と連携して、防犯意識や交通マナー等の向上を図り、安全に暮らせる地域づくりに取り組みます。

また、障がい者が悪質商法の被害にあわないよう、消費生活相談窓口等の関係機関と連携し、消費者トラブルの未然防止を図ります。

主な事業	取り組み方針等
障がい者への消費生活に関する啓発	悪質商法や詐欺などの犯罪に遭遇しないよう、障がい者やその家族に対する啓発活動を実施する。
障がい者に配慮した防犯教室	八尾警察署との連携により、地域における防犯教室の開催などの事業を実施する。
障がい者に配慮した交通安全教室	支援学校や小学校等での交通安全教室において、障がい児に対する交通安全に関する啓発を実施する。

(2) 防災対策の充実

同意者リスト等を活用した地域での顔の見える関係づくりをはじめ、災害時の安否確認、避難支援及び障がいの状況に配慮した避難所の適切な運営を推進します。

また、地域の防災訓練や地区防災計画の策定等を通じて、障がい者を含めた地域の防災意識の向上とともに、障がい者自らが災害に備えることができる体制の充実を図ります。

主な事業	取り組み方針等
防火啓発	住宅防火対策を推進するとともに、関係行政機関との連携強化を図る。
緊急通報手段及び援護体制の確保	閉院時の急病やけが等の緊急事態に、聴覚障がい者またはその家族からの通報により、緊急搬送先の病院への手話通訳者の派遣依頼があった場合は、事前登録の手話通訳者を病院に派遣する。 言語・聴覚障がい者等で口頭による119番通報が困難な方に、N E T ・ F A X による119番通報により、正確な情報を伝達できるよう利用促進を図る。
災害時要配慮者の避難支援体制の充実	地震等の災害時における避難・救援方法などの防災対策について、同意者リストや個別避難計画を活用した地域における見守り体制の構築の支援と、障がい福祉サービス事業所等との連携による避難支援体制の強化を図る。
被災障がい者の救援・救護、援護体制の整備	災害発生時に、個別避難計画等の活用により、地域と障がい福祉サービス事業所等との連携による安否確認体制の充実を図る。また、指定避難所や福祉避難所において、障がいの特性に配慮した支援体制を構築する。 障がい者等の避難支援に関する講習会等を行い、自助及び共助に対する意識を高め、地域における見守り体制の充実を図る。 災害時に、いち早く市民に災害の状況や生活に必要な情報を伝達する体制を構築する。
地区防災計画の策定支援	地域で行われる防災訓練への助言・支援のほか、地域住民主体で作成する地区防災計画において、災害発生時に障がい者等の特に配慮を要する人を個別避難計画等を活用して把握し、地域コミュニティで支援する体制を構築するとともに、避難所運営マニュアルへの反映に努める。 さらに、感染症対策や二次被害防止の観点から、避難所の環境整備に努めるとともに、身の安全が確保できる場合には、避難所への避難だけではなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難による分散避難について啓発する。

【分野3】 保健・医療

【現状と課題】

障がい者をはじめとした市民の健康づくりにおいては、バランスのとれた食事や定期的な運動、十分な睡眠や休養が大切であり、規則正しい生活と定期的な健診が重要となります。

医療での課題として、定期的な受診による医療費負担の増加をはじめ、医療機関における障がい特性に応じた支援が十分でないことや、専門的な治療を行っている医療機関が少ないことがあげられ、医療機関の体制の充実が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症については、引き続き関係機関と連携し感染状況の把握等を行い、再流行時などには速やかな感染拡大防止の対応が必要です。

【第4期後期計画の方向性】

保健・医療・福祉が連携した相談支援をはじめ、障がい者が身近な地域で必要な医療等を受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

また、障がい者が地域で健康に暮らし続けるために、保健・医療・福祉等の機関が連携し、健康の保持・増進、治療に関する施策を推進します。

さらに、精神障がい者の地域移行が進む中、身近な地域で必要とする医療的ケア等を受けられるよう、地域の医療機関等と連携した取り組みを推進します。

新型コロナウイルス感染症の変異株や新たな感染症の流行にも対応できるよう、引き続き障がい福祉サービス事業所や関係機関との連携を続けます。

（1）健康の保持・増進対策の充実

障がい者の健康づくりを推進しながら、生活習慣病等の発生予防に取り組むとともに、健康診査や各種検診による疾病の早期発見、早期治療を促進します。

主な事業	取り組み方針等
障がい特性に配慮した健康づくり	在宅障がい者を対象に歯科予防教室を実施するなど、個人の特性に応じた健康教育等について、関係機関と連携しながら実施する。
生活習慣病の予防と早期発見	障がい者に配慮した各種がん検診や各保険者が実施する健康診査、保健指導を行う。
健康意識の普及・啓発	健康まちづくり宣言の意義を踏まえ、誰もが情報を得られるよう、健康づくりのための普及啓発を実施する。

(2) 医療・リハビリテーション体制の充実

障がい者の性別、年齢、障がいの状態、生活実態等に応じたニーズの把握に努め、医療機関等と連携を図り、適切な医療等が受けられる体制の充実に努めます。

主な事業	取り組み方針等
重度障がい者への医療費助成	重度障がい者が病気・負傷などにより医療保険で治療を受ける場合の自己負担額の一部を障がい者医療費助成制度により助成する。 障がいの軽減、機能回復を図るために治療に要した費用の一部を自立支援医療制度（更生医療・育成医療）により助成する。
難病患者の療養支援の充実	難病患者が地域で安心して療養生活を送れるようにリハビリ等を通じて専門相談事業を実施する。

(3) 感染症対策の充実

感染症の予防や拡大防止等に関する啓発や情報提供、感染拡大時の相談体制や検査体制の確保及び医療機関との連携による治療体制の確保を図ります。

また、国、府と連携しながら、感染症の拡大防止に必要な取り組みを行います。

主な事業	取り組み方針等
感染症対策の充実	平常時から感染症法の理念に基づき、感染症の予防や拡大防止対策に取り組み、公衆衛生の向上及び増進を図る。
感染症発生時の支援体制の充実	障がい福祉サービス事業所や障がい者団体等と連携し、障がい者の状況を把握するとともに、相談支援体制等の充実を図る。また、感染症の感染拡大時等には、関係機関と連携し感染防止に必要な対応を行う。

(4) こころの健康づくり

医療機関等と連携し精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、精神障がい者やその家族に対する相談支援体制の充実を図るなど、精神障がい者が安心して暮らすことができる地域づくりをめざします。

主な事業	取り組み方針等
精神障がい者への医療費助成	精神疾患があり、継続的に通院治療を受ける人に対する医療費助成に係る支援を行う。
精神的な疾患や精神障がい者に関する相談体制の充実	基幹相談支援センターを中心にワークショップや講演会等の当事者の活動支援を行うなど、障がい者同士が共感しあえる場の充実を図り、相談支援体制を充実する。
精神障がい者に関する関係機関の連携強化(精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築)	保健・医療・福祉関係者等による協議の場において、情報共有を図るとともに、精神障がい者の入所施設・病院等から地域生活への移行にかかる切れ目のない支援体制の構築を進める。
こころの健康相談	こころの健康相談で、統合失調症、うつ病、依存症等の精神科疾患に関する医療相談を行う。

〔分野4〕 雇用・就労

【現状と課題】

障がい者の就労には、職場の上司や同僚に障がいへの理解があることや、就労時間や就労内容に関し、障がい特性に応じた就労形態が必要です。また、障がい者の就労後の職場定着に関しては、障がい者が働き続けるための環境づくりが必要です。

また、障がい者の法定雇用率の高まりを受け、企業等の障がい者雇用の体制整備が求められており、ハローワークやジョブコーチ、八尾・柏原障害者就業・生活支援センター等と連携した企業への理解啓発及び障がい者雇用の支援等が求められています。

【第4期後期計画の方向性】

福祉・保健・労働・教育・商工等の関係機関の連携により、働く意欲のある障がい者がその適性に応じた能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援と就労後の職場での定着支援の充実に取り組みます。

また、障がい者の雇用の促進を図るため、企業等に対しては、障がい特性に配慮した職場環境が整備されるよう、障がい者雇用に関する理解啓発に取り組むとともに、障がい者のニーズに応じた雇用の機会の拡充を図ります。さらに、企業側においても障がい者雇用に関する啓発等を実施するなどの動きも見られるため、積極的に連携を図り、障がい者雇用のさらなる充実に取り組みます。

心身の状況から一般就労が困難な障がい者には、福祉的就労を確保しつつ、一般就労に向けた支援の充実に取り組みます。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から物品や役務を調達することや商品等の周知啓発を行うことにより、障がい者の工賃向上につなげます。

(1) 一般就労への支援

障がい者の多様な就労ニーズに応じた就労支援が必要であることから、教育や福祉などの関係機関と就労支援機関との連携による一般就労への支援の充実を図るとともに、企業等における障がい特性への理解や配慮を促し、就労機会の拡充を図ります。

また、障がい者が安心して働き続けることができるよう、企業等や就労支援事業所との連携により、就労後の職場定着に向けた支援に取り組みます。

主な事業	取り組み方針等
障がい者に配慮した職員採用試験の実施	職員採用にあたり、地方公務員法等の要請に基づき、公平かつ公正に競争試験を実施する中で、障がいの特性に応じた受験機会の拡大及び雇用機会の確保に継続的に取り組む。
障がい者の就職機会の確保	障がい者の一般就労を推進するため、ハローワーク等、関係機関と連携し、一般就労につながる直接的な就職機会の場の提供などを行う。
就労先の開拓	障がい者の就労先の確保に向け、八尾・柏原障害者就業・生活支援センターにおいてハローワーク等と連携し、障がい者の実習や雇用を行う企業を開拓する。また、障がい者雇用に積極的な企業を増やすとともに連携を強化し、就労先の充実に努める。
事業主への情報提供の充実	障害者トライアル雇用（ハローワーク等の職業紹介により障がい者を短期の試行雇用で受け入れること）や障害者雇用助成金など、障がい者を雇用する企業への支援制度について、情報を提供する機会の拡充に努める。
就労に向けた訓練情報の提供	職業能力の向上や各種資格取得を目的とした各種講座・訓練の情報を提供する。
福祉、保健、労働、教育、商工等の関係機関の連携	八尾・柏原障害者就業・生活支援センターを中心に、福祉、保健、労働、教育、商工等と連携した支援を実施する。
就労に向けた相談支援	障がい者を含む雇用・就労が実現しない就労困難者等を対象に、国（ハローワーク）や大阪府等の関係機関や地域の団体との連携を図りながら、雇用・就労に向けた個別支援を実施する。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿って事業所の確保に努める。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した人の就労に伴って生じる生活面の課題を解決し、長く働き続けられるようにサポートする。
ジョブコーチ支援との連携	府が実施するジョブコーチの派遣を活用するなど、すべての障がいのある人の職場適応を容易にするため、きめ細やかな人的支援の充実を図る。

（2）福祉的就労の充実

一般就労が困難な障がい者が、障がい特性や能力に応じて働くことができるよう、福祉的就労の提供体制の充実を図ります。

また、障がい者就労施設等の製品開発や販路拡大を促進するとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から物品や役務を調達することで、障がい者の工賃向上を図ります。

主な事業	取り組み方針等
就労継続支援事業	一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿って事業所の確保に努める。
アンテナショップの運営支援	アンテナショップを拠点に、障がい者就労施設等の製品の販路拡大と生産活動の活性化を図る。また、アンテナショップにおける販売・接客等を通じて、障がい者の社会適応訓練の実践の場となるよう支援を継続する。
障がい者就労施設等の工賃向上に関する取り組み	官公需による障がい者就労施設等からの物品や役務の積極的な調達を推進する。また、官公署以外の民間企業にも、障害者優先調達推進法に基づく優先調達を奨励するため、障がい者就労施設及びその製品等の周知啓発を行い、工賃向上を図る。

【分野5】 生活支援

【現状と課題】

障がい者の在宅支援において、障がい福祉サービス等の充実は欠かせず、特にショートステイ等の受け入れ先や居住の場の確保は、地域で生活するうえで欠かせないものとなっています。加えて、親や家族等の高齢化による問題が顕在化しており、親なきあとも障がい者本人が自分らしく安心して暮らすための各種事業を進めることや、地域生活支援拠点等の整備が必要です。

また、障がい者の重度化・高齢化等により課題やニーズが多様化・複雑化している中、一事業所では支援が困難な事例が発生しており、基幹相談支援センターを中心に、事業者間連携による支援体制をはじめ、保健・医療・福祉などの横断的な相談支援体制の充実が求められます。特に、医療的ケアが必要な障がい児者の支援においては、医療機関等との連携強化が必要です。

【第4期後期計画の方向性】

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域で気軽に相談できる場の確保と、基幹相談支援センターを中心に、関係機関が連携し重層的な相談支援体制の充実に取り組みます。

また、障がい者の自立した生活を支えるために当事者が必要とするサービスの提供に努めるとともに、適切なサービスを提供するため、人材の育成と確保を促進します。

障がい者の地域移行の進展に伴い、障がい者が地域で生活するための受け皿として、グループホーム等の居住系サービスの提供体制の充実を図ります。

さらに、障がい者の重度化・高齢化等や親なきあと等を見据え、グループホームや入所施設といった多様な生活の場の充実と「やおっこファイル」や「想いをつなぐノート」といったツールを活用しつつ、地域全体で障がい者を支える体制の整備に取り組みます。

(1) 在宅生活の支援

障がい者の多様なニーズに応じた障がい福祉サービスを提供し、在宅での生活を継続できるよう、サービス提供事業所や関係機関と連携し、障がい福祉サービスの充実を図ります。

主な事業	取り組み方針等
訪問系サービス	居宅で入浴・排泄・食事などの介護を行う。また、重度障がいでホームヘルパーによる入浴や施設での入浴が困難な場合に、自宅へ訪問入浴車と介助員を派遣する。
短期入所	利用者の休息及び介護者の休息、負担軽減、きょうだい児支援などの理由により、一時的な宿泊を伴う入所によって障がい者に入浴、排せつ、食事などの介助を行う。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。
日中活動系サービス	障がい者がそれぞれの年齢・ライフステージに応じて、身体的・精神的・社会的な適応機能を高めるための介護、訓練を行う。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。
日中一時支援	日中における活動の場を確保し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援する。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。
在宅サービス等供給主体の拡大	制度の安定化やサービス供給主体の拡大が必要であるため、事業所への働きかけを行う。
福祉用具の給付	障がい者の身体的機能を補う補装具、日常生活用具等について継続して交付や給付、貸与を行う。日常生活用具は、障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。
ふれあい収集	家庭で排出されるごみを自ら集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障がい者、傷病者及び妊産婦に対し、玄関先などでごみを収集する。
障がい者の地域生活の支援	障がい者の重度化・高齢化等を見据えた緊急時の相談支援体制や受入れ先の充実及び障がい者の地域生活の受け皿であるグループホームに対する医療機関と連携した支援の充実を図る。（地域生活支援拠点等における機能の充実） 「親なきあと」の対策について、「親あるあいだ」に行うことの重要性の周知や、「想いをつなぐノート」の活用など、障がい者が自立し安心して暮らせる環境整備を進める。

（2）居住系サービスの確保

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、親なきあと等を含む障がい者の自立に向けた居住系サービスの充実を図ります。特に重度障がい者及び強度行動障がい者等の受入ができる居住の場の充実に努めます。

主な事業	取り組み方針等
グループホームの充実	障がい者の地域移行の進展や親なきあと等を含め、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、利用ニーズに応じたサービス提供体制を確保する。
施設入所支援	在宅生活が困難な障がい者に対して、施設入所により、入浴、排泄、食事の介助等の支援を行う。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。

（3）移動手段の確保

障がい者の日常生活・社会生活の移動手段として、移動支援事業をはじめ、移動に関する助成制度の適正利用を図ります。

主な事業	取り組み方針等
移動支援	在宅で生活している障がい者の外出における移動の介助及びそれに伴う身体の介助等の援助を提供し、障がい者の社会参加を促進する。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。
タクシー利用助成	重度障がい者の日常生活や社会生活における移動支援のため、タクシー利用券を交付し、タクシーの基本料金を助成する。
自動車改造費等の補助	自動車操向装置の取り付け等に関する改造費や自動車運転免許取得費の補助を行うことで、身体障がい者の社会参加の促進を図る。
新たな交通体系の検討	障がい者など移動困難者の移動の利便性を高めるため、交通不便地において運行中の乗合タクシーの利便性向上を図る。
福祉有償運送	NPO法人や社会福祉法人などが、移動困難者を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う福祉車両等による移送サービス（福祉有償運送）について、大阪府中部ブロック福祉有償運送市町村共同設置運営協議会において、その必要性や収受する対価等を協議する。

(4) 相談・窓口体制の充実

障がいのある高齢者や生活困窮といった複雑化・複合化した支援ニーズにきめ細かく対応するため、基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所や障がい者団体、関係機関との連携を強化し、重層的な相談・支援体制の整備を進めます。

主な事業	取り組み方針等
相談窓口機能の充実及び関係機関との連携強化	基幹相談支援センターを相談支援の拠点とし、相談支援の充実を図る。また、市の窓口のほか各相談支援センターや八尾市立障害者総合福祉センターなどでの相談事業を行い、24時間365日の相談受付できる体制の継続と、各種相談機関や関係機関が連携した支援体制の充実を図る。 (地域生活支援拠点等における相談支援体制の強化)
相談支援事業	障がい者や障がい児の家族等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行う。また、さまざまな障がいに応じた専門的な対応ができる体制の整備及びピアカウンセリングの充実を図る。相談支援事業は障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策に沿ってサービスを提供する。
自立支援協議会の運営	障がい福祉サービス事業所や雇用・教育・医療などの分野の関係者から構成される八尾市自立支援協議会で関係機関のネットワークの構築及び情報共有を行い相談体制の充実を図る。
高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）運営事業	認知症等により判断能力が低下した場合でも、住み慣れた地域での生活を継続するために、高齢者あんしんセンターにおける権利擁護相談や支援を行う。
生活困窮者自立相談支援	さまざまな事情で暮らしに困っている人を対象に、相談支援員が生活の状況を聞き、一人ひとりに合わせたプランの作成や住居確保給付金などの制度案内をするほか、専門機関等との連携により生活の自立に向けた支援を行う。
重層的支援体制整備事業	制度や組織に縛られない、「断らない相談支援」を実現するためには、介護、障がい、子育て、生活困窮などの複雑化・複合化した課題を抱えた世帯を関係機関で連携して支える仕組みづくりを行う。 また、地域社会に参加する機会を確保するための支援の強化及び地域住民相互の交流を行う拠点の開発等地域づくりを進める。

（5）情報提供の充実

障がい者が日常生活や社会生活で必要な情報を、迅速にわかりやすく取得できるよう、市の広報紙やホームページなど、障がいの種類や程度に応じた各種媒体の活用を進めるとともに、多様な情報提供手段を検討するなど、情報アクセシビリティの向上を図ります。

主な事業	取り組み方針等
行政情報アクセシビリティの充実	<p>市で行う各種広報等について、障がいの種類や程度に応じた情報提供を行う。</p> <p>情報提供の手法として、音訳・点訳・手話通訳による情報提供を充実させる。</p> <p>市で行う各種広報等について、障がい者をはじめ、すべての市民が利用しやすいホームページとなるよう、ユニバーサルデザイン化を図るなど、情報アクセシビリティの向上を図る。</p>
障がい福祉に関する情報提供	「障がいふくしのしおり」の配布を通じて、日常生活の支援制度や助成制度、相談窓口の案内など、多くの障がい者が必要とする情報をわかりやすく提供する。
障がい福祉サービス事業所情報の提供	障がい福祉サービス事業所の特徴を掲載した事業所情報を公開し、利用者が事業所を選択するための情報としてわかりやすく提供する。

【分野6】 住環境

【現状と課題】

障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境の整備が求められ、身近な地域での暮らしの場の確保と、日常生活における社会的障壁の除去やアクセシビリティの向上を進めるため、道路や公共施設におけるバリアフリー化が必要です。

【第4期後期計画の方向性】

障がいの有無にかかわらず、あらゆる障壁を取り除き、誰もが快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、住環境の整備と道路や公共施設など不特定多数の人が利用する施設等におけるバリアフリー化を進めます。また、公共空間における安全性を確保するために、駅周辺の交通マナー等に対する理解啓発を図ります。

（1）住環境の整備

障がい者が安全で快適な環境で過ごせるよう、住宅のバリアフリー化や市営住宅の建替えに伴うバリアフリー化を推進します。また、建築士等による住宅相談を実施するほか、賃貸住宅における入居促進を図ります。

主な事業	取り組み方針等
住宅改造	障がい者が住み慣れた自宅で自立し、安心して生活できるよう、住宅改造に関する相談や改造費用の助成を行う。
障がい者住宅バリアフリー相談	障がい者が自宅で生活するために必要なバリアフリーなど住宅に関する困りごとについて、「建築士・弁護士による相談（住宅相談）」を実施する。
市営住宅の整備・改善	地域等と連携し、市営住宅の建替えや改善等、市営住宅の機能更新を進める中で、障がい者等が利用しやすい住宅の整備を推進する。
住宅入居等支援	住宅セーフティネット制度や大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度など、障がい者等が円滑に入居できる仕組みの普及・促進に努める。 保証人がいない等の理由により一般住宅への入居が困難な障がい者等が円滑に入居できるようにするため、居住支援法人等の関係機関と連携した居住支援協議会を設置して、課題等の共有と解決に向けた取り組みの検討を行う。

（2）道路・公園・公共施設の整備等

障がい者が地域の主体として社会参加できるよう、道路や公園、公共施設における利便性・安全性を高めるため、バリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関について、各事業者と連携しながら駅舎のバリアフリー化等を促進します。

また、違法・迷惑駐車や放置自転車を防止し、公共空間の安全を確保します。

主な事業	取り組み方針等
公共建築物のバリアフリー整備促進	既設建築物・新設建築物に対して段差解消やエレベーター設置等を促進し、バリアフリー化を図る。
民間建築物のバリアフリー整備促進	障がい者を含む不特定多数の人が利用する建築物に対して、バリアフリー法等に基づき、新築・増築時にバリアフリー化を誘導する。
道路・歩道・公園の整備	<p>違法・迷惑駐車防止の啓発パトロールを実施する。 放置自転車を原因とする公共空間の機能不全や安全阻害の回復を図るために、自転車利用者のモラル向上を市民とともに啓発し、自転車駐輪場等の利用促進に努める。</p> <p>駅周辺の道路及び駅前広場など重点的・一体的に整備するための交通バリアフリー基本構想を策定し、各鉄道駅及び周辺の整備事業は概ね完了している。 駅周辺道路は商店や人通りが多いため、事業に対する理解と協力が不可欠であり、障がい者等が利用しやすい歩行空間の確保に努める。</p> <p>都市公園の新設や再整備にあたり、段差を解消し、広い園路の確保、障がい者等が利用しやすいトイレや水飲み場、インクルーシブ遊具等の設置を検討する。</p>

〔分野7〕 地域交流・地域活動

【現状と課題】

障がい者の地域交流として、近所づきあいや自治会活動等を望む意見がある中、地域の人々とのコミュニケーションの難しさを感じることで地域交流はしたくないという意見があります。

このような意見が出る背景には、お互いのことをよく知らないことが原因のひとつと考えられ、お互いをよく知るためにには会話（対話）をはじめとするコミュニケーションが必要です。このことからも、コミュニケーション手段や情報提供手段の充実を図り、地域交流及び地域活動の促進、ひいては障がい者理解を推進することが求められています。

また、令和4年（2022年）5月には障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、コミュニケーションの充実についての関心は高まっています。

【第4期後期計画の方向性】

地域交流及び地域活動への参加を促進することは、社会課題となっている障がい者の地域移行の促進に加え、社会参加や防犯・防災の観点からも大変重要です。地域交流や地域活動への円滑な参加促進に向けて、ＩＣＴ等も活用しながら、八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会にて議論しまとめたコミュニケーションの充実に資する取り組みを推進します。

また、障がいの有無にかかわらず、地域団体や学校等の関係機関と連携し、地域住民と障がい者が気軽に集い、交流できる場や機会の提供と充実を図ります。誰もが地域社会を構成する一員として活躍できるまちづくりを見据え、さまざまな地域活動や障がい者団体等との活動を通じて、地域社会とのつながりを深めていきます。

(1) コミュニケーション支援の充実

手話通訳者の派遣や点訳、音訳等、コミュニケーションが円滑に行えるよう、障がい特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。

主な事業	取り組み方針等
奉仕員養成研修	聴覚・言語障がい者や視覚障がい者のコミュニケーション手段を確保し、社会参加の促進を図るため、手話・点訳・音訳・要約筆記の奉仕員養成講座を実施する。
手話・音訳の啓発活動の充実	「手話は言語である」ことを踏まえた手話の啓発及び学校・地域の方への手話・点訳・音訳・要約筆記の啓発を行う。
意思疎通支援	聴覚・言語障がい者等が社会生活をするうえで、公的機関・医療機関等へ外出が必要なときに、コミュニケーションの手段として手話通訳者や要約筆記者を派遣し、社会参加の促進を図る。また、地域に意思疎通支援が広まるよう、制度の周知を図る。
コミュニケーションの充実に資する取り組み	下の表に示す「コミュニケーションの充実に資する取り組み」に記載の新たなコミュニケーションツールの導入など各種取り組みを進める。障がいの有無にかかわらずあらゆる市民が、多様性を認めあい、多様なコミュニケーション手段を活用しながら、市民同士で気軽に対話できる明るい社会の実現をめざす。

コミュニケーションの充実に資する取り組み

(障害者福祉専門分科会コミュニケーション条例検討部会 報告書より抜粋)

八尾市コミュニケーションの充実に資する取り組み		
1. 本資料の策定について <p>令和2年度に設立した八尾市障害者福祉専門分科会意思疎通支援検討部会にて、「障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が、多様性を認めあい、多様なコミュニケーション手段を活用しながら、市民同士で気軽に対話できる明るい社会」をめざすべき姿として決定しました。</p> <p>コミュニケーションは障がい者理解を進めるうえでも必要不可欠であり、さらには、全ての取り組みの基本となることから、本資料に基づき、めざすべき姿の実現に向け取り組みを進めていきます。</p>	5. 具体的な取り組み（事業） <p>① コミュニケーションの充実に必要なコトに関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ■手話・要約筆記・点字等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・手話及び要約筆記の奉仕員養成講座の実施【既存】 ・手話通訳者及び要約筆記者派遣の実施【既存】 ・点字及び音訳講座の実施【既存】 ・学校や地域等への手話講座の実施【新規】 ■意思疎通支援制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・入院時コミュニケーション支援の制度構築【新規】 ■ICTの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい当事者によるICT（スマホアプリ等）講習会の開催【新規】 ■障がい者と交流する機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツや地域行事を通じた障がい者の交流促進【既存】 ・乳幼児及び児童向けの障がい体験や交流会等の実施【既存】 ■災害時にも備えた体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者への地域における見守り体制の充実【既存】 	6. 理解・啓発・配慮など <ul style="list-style-type: none"> ■手話・点字等の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の地域行事への参加促進 ・行事の主催側への障がい者の参画 ・企業の障がい者雇用の促進 ・障がい者のICTの活用促進 ・当事者同士での情報共有の促進 ・親世代への障がい者理解の促進 ・合理的配慮の促進 ・障がい者有無によらない地域での顔見知りの関係構築 ・障がい理解教育のさらなる充実
2. 検討体制について <p>令和3年度の八尾市障害者福祉専門分科会にて、コミュニケーション条例検討部会を設立し、様々な視点で本市の課題やその解決案等について議論を行いました。加えて、より幅広い見識を得るために、外部の有識者からの講義なども行いました。</p>	② コミュニケーションの充実に必要なモノに関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ■新たなコミュニケーションツールの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションボードの作成【新規】 ・意思表示ができるイラストが記載されたエコバッグの作成【新規】 ■コミュニケーション充実ツールの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・知的・精神・発達障がいのコミュニケーションパンフレットの作成【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> ■コミュニケーション機会の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・店舗等での合理的配慮の促進 ・障がいに対する理解の促進
3. 現状と課題について <p>障がい種別ごとの主な課題については以下とおりです。</p> <p>身体障がいでは、それぞれの障がい種別に応じたコミュニケーションツールや手段の充実が特に求められており、これらは障がい者だけでなく外国人とのコミュニケーションにも役立つものが多いなどの意見がありました。</p> <p>知的・精神・発達障がいでは、障がい者個人や障がいそのものの理解が必要で、多くの人と接する機会をもつことが重要ななどの意見がありました。</p> <p>また、どの障がい種別にも共通する課題として、災害時における対応が挙げられました。</p>	③ コミュニケーションの充実に必要な人に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ■コミュニケーションを促進する人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市登録手話通訳者の充実【既存】 ・後見的（身上保護的）な支援の体制づくり【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> ■手話の普及啓発 ・社会や地域とのつながりの強化
4. 取り組み内容について <p>実体験や実践事例をもとに、コミュニケーションの充実に必要な具体案を出し合い、それらを「コト」「モノ」「人」のカテゴリーに分けてまとめました。さらに、これらの取り組みを実施することで、障がい者理解の推進などの効果も期待できます。</p> <p>また、取り組みを着実に実施するため、第4期八尾市障がい者基本計画に位置付けし、八尾市障害者福祉専門分科会にて、進捗状況を報告し、意見を聽きながら実施することとします。</p>		

（2）地域交流の促進

障がい者が地域交流できる機会・場づくりとして、地域のお祭りや市民スポーツ祭など、地域のイベント等への参加を促進します。

また、障がい者の居場所づくりや仲間づくりにつながるよう、スポーツ・文化活動を通じた交流の促進を図ります。

主な事業	取り組み方針等
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図る。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。
障がい児の学校外活動の支援	放課後子ども教室支援事業でスポーツや社会体験などに地域全体で取り組み、子どもの居場所づくりの充実に努める。 放課後の児童の健全育成を図るために、小学校の教室等を活用して運営している放課後児童室において、障がい児の受け入れ体制を充実する。
障がい者同士の交流 地域生活での交流	障がい者同士、並びに障がいのある人との交流を促進するため、八尾市立障害者総合福祉センターにおいて、芸術文化に関する講座等やスポーツ大会、レクリエーション事業を実施する。 障がい者スポーツ教室を開催し、障がい者同士の交流を図る。 障がい者及びその家族が利用する障がい福祉農園の活性化を図り、農園を通じた地域交流の促進を図る。
中途失明者の社会参加事業	中途失明者歩行訓練など、事故や病気で中途失明された障がい者に対して、ひとりで安全に歩行するための訓練を実施する。

（3）地域活動への参加

障がい者が地域の一員として、助け合い、支え合い、活躍できるよう、地域福祉活動やボランティア活動への参加促進を図ります。

主な事業	取り組み方針等
ボランティア活動の推進	地域福祉の担い手として、障がい者を含む市民ボランティアの育成と活動のための条件整備を図る。
市民活動への参加促進	障がい者団体等の活動を通じて、障がい者が市民活動に参加できるように支援を行う。 障がい福祉の向上に資する活動をはじめ、住民団体等が行う地域福祉活動に対し、地域福祉推進基金事業助成金を交付することにより、地域活動への参加を促進する。 障がい者が、身近な地域で行われている市民活動に興味を持ち、参加できるよう、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」による市民活動を含めた公益活動を行う団体の情報提供を行う。

【分野8】 芸術文化・スポーツ・生涯学習等

【現状と課題】

芸術文化活動やスポーツ及び趣味やレクリエーション活動は、障がい者の毎日の暮らしの中で、重要な生きがいとなっています。一方で、実際の過ごし方として、このような活動をしている人は少ない状況です。

障がい者からは、生涯学習の場の充実や障がいの有無にかかわらず参加できるイベントの充実を求める声があり、生涯学習の機会として、ＩＣＴを活用した各種講座等の充実が求められています。

【第4期後期計画の方向性】

障がい者が芸術文化活動、スポーツ、生涯学習などを通じ、それぞれのライフスタイルにあった生活の豊かさを求められるよう支援を充実します。

また、障がい者が地域において芸術文化、スポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じた芸術文化やスポーツに関する人材の育成、関係者のネットワークづくりを促進します。

また、障がい者が生涯にわたり、芸術文化やスポーツなどのさまざまな機会に親しむことができるよう、総合体育館や屋内プール、コミュニティセンターなど市内のあらゆる施設を活用し、多様な学習・体験活動等の機会の充実を図ります。

(1) 芸術文化活動等の推進

障がい者をはじめ、市民が気軽に芸術文化に親しむことができるよう、市内で開催される講演会や芸術鑑賞などの機会の充実を図り、芸術文化活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

また、障がい者のスポーツへの参加を促進し、体力や競技力の向上を図る機会の提供に取り組むとともに、スポーツを通じた生きがいづくりを促進します。

主な事業	取り組み方針等
芸術文化活動の促進	<p>市立図書館で市民ボランティアの協力を得ながら、図書の対面朗読を実施する。点字図書やバリアフリー字幕付き映像資料等を所蔵し、来館が困難な人に、図書の宅配サービス、CDの郵送貸出等を行う。</p> <p>八尾市立障害者総合福祉センター等において、陶芸や絵画、フラワーアレンジメントなどの芸術活動を通じた生きがいづくりを促進する。</p>
スポーツ・レクリエーション活動の促進	<p>八尾市立障害者総合福祉センター等において、ボッチャなどのパラスポーツをはじめとする各種スポーツの実施や大会を開催するなど、スポーツ活動を通じた生きがいづくりを促進する。</p> <p>障がい者にスポーツの楽しさを味わってもらうとともに、健康的な保持増進を目的としたスポーツ教室を開催する。</p> <p>また、障がい者が参加するスポーツ大会や教室の普及に必要な、指導者養成講習会を実施するとともに、研修を受けた指導者が、スポーツ活動に参画できるよう働きかける。</p>
八尾市立障害者総合福祉センター等における生涯学習の推進	障がい者の学習活動を支援するため、障がいの種別や程度に応じた各種講座等を開催する。パソコン等のデジタル活用支援、料理、茶華道、手芸など生涯学習の機会を提供する。
芸術文化振興事業	<p>八尾市芸術文化推進基本計画に基づき、障がい者をはじめ、さまざまな人々が芸術文化に親しむ機会の充実に努める。</p> <p>文化会館において、バリアフリー設備の設置、点字版利用のしおりの配布、一部主催事業におけるやさしい日本語による公演チラシの作成や要約筆記の導入・看護師の配置等を行うとともに、障がい者の作品展示等の機会の充実に努める。</p>

【分野9】 権利擁護・虐待防止

【現状と課題】

障害者差別解消法が改正され、民間の事業者による合理的配慮の提供が法的義務化されたことに加え、令和6年（2024年）7月に旧優生保護法は憲法違反とする最高裁判所の判決が出ました。これらのことからも相互に人格と個性を尊重しあえる共生社会の実現がより一層求められています。

また、障がい者の権利や財産を守るため、権利擁護や虐待防止について関係機関との連携強化や、成年後見制度の活用促進などが引き続き課題となっています。

【第4期後期計画の方向性】

障がいの有無にかかわらず、市民が等しく日常生活や社会参加ができるよう、民間の事業者を中心にあらゆる場面で社会的障壁を取り除く合理的配慮の浸透を図ります。

また、地域共生社会の実現に向けた重要な制度である成年後見制度については、障がい者の重度化・高齢化に伴う親なきあととの課題解決のためにも必要性はますます高まっており、必要な方が適切に制度を利用できるよう制度周知及び利用促進を図ります。

障がい者の虐待に関しては、基幹相談支援センターや虐待防止センターを中心に相談支援事業所等と連携し、迅速に対応できる体制を充実します。

(1) 権利擁護システムの充実

障がい者に対する権利擁護のため、地域自立支援協議会や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。また、合理的配慮の提供に関する理解と制度の浸透を進めます。

主な事業	取り組み方針等
権利擁護支援の仕組みづくり	高齢の障がい者や高齢の養護者と住む障がい者等の権利擁護のための取り組みを効果的に実施していくため、基幹相談支援センターをはじめ、高齢者あんしんセンターなどの関係機関との連携強化を図る。
成年後見制度の普及と利用支援	知的障がいや精神障がいなどの特性や症状により判断能力が不十分な人で、配偶者もしくは2親等内の親族がいない人について、市が後見開始等の審判申立てを行うとともに制度の普及及び利用促進に努める。
権利擁護の推進	八尾市社会福祉協議会権利擁護センターを中心として、専門職団体、関係機関が連携する協議会を運営し、専門職後見人、市民後見人、法人後見を含めた支援関係者が、それぞれの強みを生かして支援が行えるよう関係機関のネットワーク強化に取り組む。
市民後見人推進事業	八尾市社会福祉協議会において、親族以外で後見業務を行う第三者後見人の新たな担い手として、身近な市民という立場で後見活動を行う市民後見人を養成し、適切に活動できるよう支援する。
法人後見事業	八尾市社会福祉協議会や社会福祉法人等が、家庭裁判所の選任により、法人として後見人等に就任し、認知症や障がい等により判断能力が十分でない人の財産管理や身上保護を行い、本人の権利を擁護する。
日常生活自立支援事業	八尾市社会福祉協議会において、認知症や知的・精神障がい等の特性や症状により判断能力が十分でない人について、契約により本人に代わって、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理を行う。
合理的配慮の提供等への理解啓発	各種イベントへの参加や企業等との連携により、民間事業者及び広く市民へ合理的配慮の提供及び不当な差別的取扱いの禁止に関する理解啓発を行う。

(2) 虐待防止対策の充実

関係機関等との連携を強化し、障がい者に対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待が発生した場合は、迅速かつ適切な対応ができる体制の構築を図ります。

主な事業	取り組み方針等
障がい者虐待防止センター事業	八尾市障がい者虐待防止センターを中心に、障がい者の虐待防止に取り組む。また、虐待を未然に防ぎ早期発見に努めるため、関係機関と連携し、相談機関の周知及び啓発活動にも取り組む。

【分野 10】 理解・啓発

【現状と課題】

障がい者理解が深まるためには、障がい及び障がいのある人や合理的配慮に関する理解啓発や、学校における福祉・ボランティア教育の充実が求められています。とりわけ、子どもの頃からの障がいについての理解と認識を深める取り組みを通じて、誰もが障がいを特別視することのない「こころのバリアフリー」の推進が求められます。

また、障がい者理解の啓発には、障がい者をはじめ、すべての市民に対する理解の浸透が必要であり、効果的な理解啓発手法の検討が求められます。

【第4期後期計画の方向性】

障がいの有無にかかわらず、ともに認めあい、支えあいながら、地域でともに暮らしていく「インクルーシブ社会」の実現に向けて、地域や学校、企業等におけるさまざまな場面において、関係機関と連携し、効果的な障がい者理解の啓発に取り組みます。

（1）教育・啓発活動の充実

子どもから大人まで、家庭や地域、学校、会社などあらゆる場面で、障がい者の人権や障がいに対する正しい理解と知識を深め、合理的配慮を実践できるような教育・啓発活動を推進します。

主な事業	取り組み方針等
障がい者理解教育の推進	障がいや障がい者に対する正しい理解と知識を深めるために、障がい者団体が、主に小中学校の児童・生徒を対象に、障がいの疑似体験や、障がい者から児童・生徒が直接話を聞く障がい福祉学習を実施する。
障がい者雇用に関する啓発活動の推進	事業所を対象とした障がい者雇用の促進を図るための啓発活動を行う。障がいの特性と適切な対応を理解し、雇用を促進するため、事業所を対象とした効果的な啓発のあり方について検討する。
障がい児理解の推進	障がいや障がい児に対する正しい理解が進むよう、障がい児との交流・共同学習や啓発資料の配付、作品展のWeb開催等を行う。
啓発広報活動の実施	「障がい者フォーラム」など、広く市民を対象としたイベントを通じて、障がいや障がい者に対する理解を促進する。 「ひゅーまんフェスタ」における人権を考えるプログラムや参加型体験学習の実施及び「人権啓発セミナー」や「地区人権研修」などにおいて、障がい者の人権に関する講演会・展示等を開催する。
市職員や障がい福祉・保健の従事者に対する研修	市職員や障がい福祉等にかかわる人に対して、障がい者の人権をテーマにした人権教育の研修やイベント等を実施し、資質の向上を図る。
ヘルプマーク・ヘルプカードの推進	ヘルプマーク・ヘルプカードについて普及啓発を行い、支援を必要としている人が身近にいることの理解や周囲の支援を促進する。

(2) 行政への参画

障がい者施策の推進や計画策定のプロセスに、障がい者やその支援者、ボランティア等が参画し、障がい者の視点に立った施策展開を実践します。

主な事業	取り組み方針等
障がい者施策への参画	障がい者団体の代表が、障害者福祉専門分科会にて、障がい者基本計画の立案から進捗管理にかかわり、障がい当事者やその支援者等から構成される障がい者基本計画ワーキング会議にて計画に基づく施策等を実践する。
障がい者が選挙に参加しやすい環境づくり	各投票所の段差解消のための簡易スロープの設置、選挙当日の選挙本部への手話通訳者の配置、視覚障がい者用の点字や音声版の選挙公報の送付など、障がい者が選挙に参加しやすい環境整備に努める。

資料編

1. 計画の策定経過

年度	年月日	協議事項等
令和 6 年 度 (2 0 2 4 年 度)	令和 6 年 (2024 年) 6 月 1 日(土)	第 1 回 八尾市障がい者基本計画ワーキング会議 ・市民アンケート調査結果の意見交換 ・第 4 期八尾市障がい者基本計画の前期計画期間における分野ごとの意見交換①
	6 月 27 日(木)～ 7 月 18 日(金)	第 1 回 八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会（書面開催） ・第 4 期八尾市障がい者基本計画の令和 5 年度実績について ・第 4 期八尾市障がい者基本計画の前期計画期間の取り組み状況について ・第 4 期八尾市障がい者基本計画後期計画の構成案及びスケジュールについて
	7 月 6 日(土)	第 2 回 八尾市障がい者基本計画ワーキング会議 ・第 4 期八尾市障がい者基本計画の前期計画期間における分野ごとの意見交換②
	10 月 28 日(月)	第 2 回 八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 ・第 4 期八尾市障がい者基本計画後期計画の取り組み案について
	12 月 2 日(月)～ 12 月 27 日(金)	第 4 期八尾市障がい者基本計画後期計画に対するパブリックコメントの実施
	令和 7 年 (2025) 年 2 月 12 日(水)	第 3 回 八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 ・パブリックコメントの結果等の報告について ・第 4 期八尾市障がい者基本計画後期計画案について
	3 月 17 日 (月)	第 1 回 八尾市社会福祉審議会 ・第 4 期八尾市障がい者基本計画後期計画案について

2. 八尾市障がい者基本計画ワーキング会議の内容

八尾市障がい者基本計画ワーキング会議は、本市の障がい者施策のあらゆる段階において、障がい者の主体的な活動を進めることを目的として、平成14年（2002年）4月1日から設置しています。会議の愛称は「くれよん組」です。

毎年活動テーマを設定し、計画の実践に向けた取り組みを行っています。

『前期計画期間（令和3年度から令和6年度）におけるワーキング会議の取り組み』

«令和3年度（2021年度）»

新型コロナウイルス感染症の影響で人とのつながりが注目されたことや、障がい者の理解を広めるためにはお互いを知ること、すなわち「コミュニケーション」が重要であることから、令和3年度は「コミュニケーション」をテーマに意見交換を行いました。

また、コロナ禍においても実施できる効果的な取り組みを検討し、ワーキング会議の活動紹介やコミュニケーションの意見交換に関する内容について動画撮影を行い、Youtube の八尾市公式チャンネルに掲載しました。

さらに、例年障がい者理解のためのイベントとして実施していた「障がい者フォーラム」について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により実施を見送っていましたが、これもコロナ禍でも実施できるよう検討し、アリオ八尾にて、障がい者作品展示や作成した動画の放映等を実施し、広く一般市民に対して啓発を行いました。

«令和3年度に作成した動画は下記のURLまたはQRコードからご覧いただけます»

タイトル：八尾市障がい者基本計画ワーキング会議 & 作業所の紹介
(URL : <https://www.youtube.com/watch?v=s2RFW7FFAfY>)



«令和4年度（2022年度）»

令和4年度は「新型コロナウイルス感染症」をテーマに意見交換を行いました。

コロナ禍も長く続いており、生活様式の変化を求められ、多くの制限がかけられた中で、障がい者の生活等はどのように変化し、どのように感じたかなどについて意見交換を行いました。

また、昨年度に引き続き動画の作成も行いました。令和4年度については、あまり知られていない障がい者の普段の生活や趣味の様子などについて動画を作成しました。

障がい者フォーラムについては、引き続きアリオ八尾で実施しました。昨年度の内容に加え、アリオ八尾内で市内作業所による販売会を実施し、工賃向上や作業所及び作業所商品のPRを行い、さらには「まちのコイン」を活用し、より多くの方へ来場いただけるよう取り組みを行いました。

«令和4年度に作成した動画は下記のURLまたはQRコードからご覧いただけます»

タイトル：【八尾市】実はこんなこともあります：知らなかった障がい者の日常と趣味
(URL : <https://www.youtube.com/watch?v=sjZBmMbKRGQ>)



«令和5年度（2023年度）»

コミュニケーションの充実に資する取り組みの一つとして、聴覚障がい者や会話の苦手な方などが指差しで意思表示ができるようコミュニケーションボードを印字したオリジナルエコバッグを作成しました。作成についてはワーキング会議メンバーに加えて、大阪樟蔭女子大学とも連携し、内容及びデザインの作成にご協力いただきました。

また、障がい者フォーラムにて、障がい者の重度化・高齢化に伴い課題となっている「親なきあと」の問題について、障がい当事者から見た早期対策の重要性などの発表等を「みせるばやお」で行いました。その他に市内作業所等による障がい者体験やアリオ八尾での作品展示、作業所販売会等を行いました。



八尾市オリジナルコミュニケーション
エコバッグ

«令和6年度（2024年度）»

第4期八尾市障がい者基本計画後期計画の策定に向けて、取り組んだ内容の評価及び前期計画期間での社会情勢やニーズの変化による今後の課題や方向性などについて意見交換を行いました。また、障害者差別解消法の改正施行に伴う合理的配慮の提供や旧優生保護法における最高裁判所の判決に関する意見交換も行いました。

障がい者フォーラムでは、障がい者等が行っている活動などを多くの方に知ってもらうことで、障がい者の社会参加の促進や障がい者理解を推進することを目的に、公募にて集まった4組の方々が各自の活動や想いなどの発表や、合理的配慮をテーマとした討論会を行いました。加えて、アリオ八尾では作業所販売会や障がい福祉サービス事業所等による子ども向けの催しや相談ブースの設置等を行いました。

3. 障害者福祉専門分科会コミュニケーション条例検討部会報告書

障害者福祉専門分科会コミュニケーション条例検討部会 報告書

I コミュニケーション条例検討部会設置の趣旨

令和2年度に第4期八尾市障がい者基本計画策定にあたり設置した障害者福祉専門分科会意思疎通支援検討部会から提出された報告書において、『障がいの有無にかかわらずあらゆる市民が、多様性を認めあい、多様なコミュニケーション手段を活用しながら、市民同士で気軽に対話できる明るい社会』をめざすべき姿として掲げ、その実現に向けては「障がい者理解をはじめ、コミュニケーション支援自体の理解が、より一層、市民全体に広がるためには、さまざまな障がい当事者の意見をお聞きしながら、広く市民に啓発していく必要性を明らかにするために条例化も含めた検討が求められます。」との提言がなされました。

加えて、対話をはじめとするコミュニケーションは各種障がい者施策の基本となるものであり、必要性の高いものであると考えます。

よって当部会は、コミュニケーションの充実のため、課題の抽出や具体的取り組みの検討、また、条例制定の意義などについて議論を行い、条例化を含めた、めざすべき姿の実現に必要な手法や取り組みなどの方向性を示すことを目的として設置されました。なお、コミュニケーションの意味は大変幅広く、そのために議論が進まないことが懸念されるため、当部会ではコミュニケーションを会話などの双方向のやり取りによる意思疎通と定義します。

II 会議の概要

第1回コミュニケーション条例検討部会（書面開催）

日時：令和3年（2021年）9月10日（金）

内容：コミュニケーション条例検討部会の設立趣旨について

- ・コミュニケーションの充実をテーマに取り上げる背景や趣旨等の説明

コミュニケーション条例検討部会の役割について

- ・当部会で議論する内容及び目的、今後のスケジュールの確認

昨年度（令和2年度）の取り組みについて

- ・令和2年度実施の意思疎通支援検討部会からの報告書の確認等

コミュニケーションにおける課題及び解決案について

- ・本市におけるコミュニケーション課題の抽出及びその課題の解決案等の意見聴取

第2回コミュニケーション条例検討部会

日時：令和4年（2022年）1月17日（月）午後2時～4時

場所：八尾市水道局4階 大会議室

内容：コミュニケーションの充実のための解決案について

- 前回部会で出た課題等に対する解決案や考え方についての議論

第3回コミュニケーション条例検討部会

日時：令和4年（2022年）3月22日（火）午後2時～4時

場所：八尾市役所西館4階 401会議室

内容：コミュニケーション（会話・対話）のために必要な具体的取り組みについて

- 障がい種別ごとに会話や対話をするうえで効果的な事例や必要だと考える取り組みについての議論

第4回コミュニケーション条例検討部会

日時：令和4年（2022年）6月28日（火）午後2時～4時

場所：八尾市水道局4階 大会議室

内容：条例制定の意義等について

- 学識経験者より条例制定の意義や考え方などの講義を実施

コミュニケーションの充実を実現するための手法について

- これまでに行った具体的取り組みの議論や条例に関する講義などを踏まえ、めざすべき姿の実現に必要な手法等についての議論

第5回コミュニケーション条例検討部会

日時：令和4年（2022年）9月14日（水）午後2時～4時

場所：八尾市水道局4階大会議室

内容：条例化の検討について

- 条例制定の意義や法律との関係などについての議論

八尾市コミュニケーションの充実に資する取り組み（案）について

- コミュニケーションの充実のために必要な具体的取り組みの内容やその進行管理の手法などについて議論

コミュニケーション条例検討部会報告書（案）について

- 当部会における報告書案の内容などについて議論

第6回コミュニケーション条例検討部会（書面開催）

日時：令和4年（2022年）12月7日（水）

内容：障害者福祉専門分科会コミュニケーション条例検討部会報告書（案）等の

資料確認について

今後のスケジュール及び事業展開等の確認について

III コミュニケーションにおける現状の課題について

八尾市におけるコミュニケーションの課題と解決案について、当部会の各委員から出た意見は下記の表のとおりです。

分野	課題	解決案
地域	地域活動への参加の機会が少ない、気軽に参加できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者がどこに居住し、生活しているかを把握し行事等の参加の声かけを行う。 ・障がい者が進んで参加できるような体制や環境を整える。 ・行事の主催者側に障がい者を加える。
理解	障がい者と関わる機会が少ない、周囲の理解が進まない、心のバリアの解消が進んでいない。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が社会の一員として生活していることを常に意識し、必要な時に声をかけることができるようになる。 ・イベント等を通じて積極的に人と関わりに行く。 ・色んな人が接する機会や場を増やす。 ・当事者も積極的に声かけや行事に参加する。
教育	障がいに対する教育のさらなる充実が必要、子どもの頃に学んだことが大人になった時にくなってしまう、保護者の理解が不十分ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアが低い子どもの頃に、障がいに対する理解と適切な行動が育まれるよう取り組む。 ・何でも興味を持つ子どもの期間に障がい者と接する機会を増やす。 ・差別や偏見等により、培ってきた障がい者理解が薄れないよう、社会全体がインクルーシブ社会（※1）へ進むよう努める。 ・子どもの成長に影響を与える保護者や指導者等に対する理解啓発を行う。 ・障がい理解教育をさらに強化する。 ・教育現場や地域に講義に出向く。
ICT	ICTの活用方法が分からない、身近にICTを学ぶ環境がない、ネットワーク環境が不十分なところがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・八尾市内（身近）などところでICTを学べる機会を設ける。 ・地域でのネットワークやICT環境の整備を進める。 ・スマホを活用するための研修や講座を開催する、受講する。 ・機器やシステムの開発、ネットワーク環境の整備に対する補助などを行う。 ・コロナを契機とした新しい生活様式に対応した非接触の手段を導入する。
災害	災害時の避難、災害時における避難所等での情報提供の配慮、災害時の支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者に対する支援（個別避難計画の作成も含む）。 ・行政がサービス事業所や地域住民との連携を強化する。 ・避難所運営の際に、当事者や周囲に必要な情報を共有し、肩身の狭い思いをしないようにする。 ・防災訓練に障がい者が参加できる環境を整え、積極的な参加を働きかける。 ・避難の際に何が必要かを伝える。
身体	多様なコミュニケーションが確保できていない、音声のみに依存している手法が多い、説明文書などが分かりにくい、伝えたくても伝えることができない・手段がない。	<ul style="list-style-type: none"> ・手話が言語であることを広め、誰しもが学ぶことのできる機会を増やす。 ・行政をはじめ各所の窓口で手話のできる人を配置する。 ・駅などで音声以外のアナウンスをさらに取り入れる。 ・行政からの文書を分かりやすく簡潔に書く。
知的	コミュニケーションを図っても理解できているか分からない、うまく周りに伝えることができない、理解してもらえない。	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいに対する理解を深め、個々に応じたコミュニケーションスキルの習得を促進する。 ・コミュニケーション支援者として「コンタクトパーソン（※2）」を設置する。 ・入院時のコミュニケーション支援を重度訪問介護利用者以外でも使えるようにする。
精神発達	精神障がい及び発達障がいに対する正しい理解が深められていない、困りごとを上手く言語化できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に向けたイベント等の開催。 ・教育現場等へ講義を行う。 ・当事者とつながりを持ち、考えていることをキャッチできるよう関係性を深める。 ・精神障がい者及び発達障がい者の一般雇用の増加。

課題の内容によって任意の分野に整理し、それぞれに対応する解決案を議論しました。解決案については分野に関わらず「障がいについての理解を深める」「障がい者と関わる機会を増やす」という主旨の内容が多く、障がいや障がい者自身のことを知ることが、会話や対話などのコミュニケーションを行うにあたり重要だと改めて確認しました。

IV 条例化について

先述した当部会設置の趣旨にもあるとおり、コミュニケーションの充実について条例化の検討を行いました。

検討内容については、学識経験者より一般的な条例に対する知識や条例制定の必要性などに関する講義を行い、それを踏まえ八尾市における現状と上位法などの状況を鑑み、下記の観点から条例制定の必要性について議論を行いました。

- ・権利の付与や義務を課す（強制する）必要があるか
- ・理念条例として首長等の交代があっても不变的とする必要があるか
- ・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に規定する内容以上のもの（上乗せ、横出し）が必要であるか

啓発等の観点から制定する方が良いとの意見もありましたが、議論の結果、法律や大阪府条例、八尾市障がい者基本計画の制定状況等から、現時点ではコミュニケーションの充実に関する条例制定の必要性は高くないとの結論に至りました。

しかしながら、コミュニケーション支援の状況や社会情勢等から条例制定の必要性が高まったと思われる場合には、改めて条例化の検討は必要であることも申し添えます。

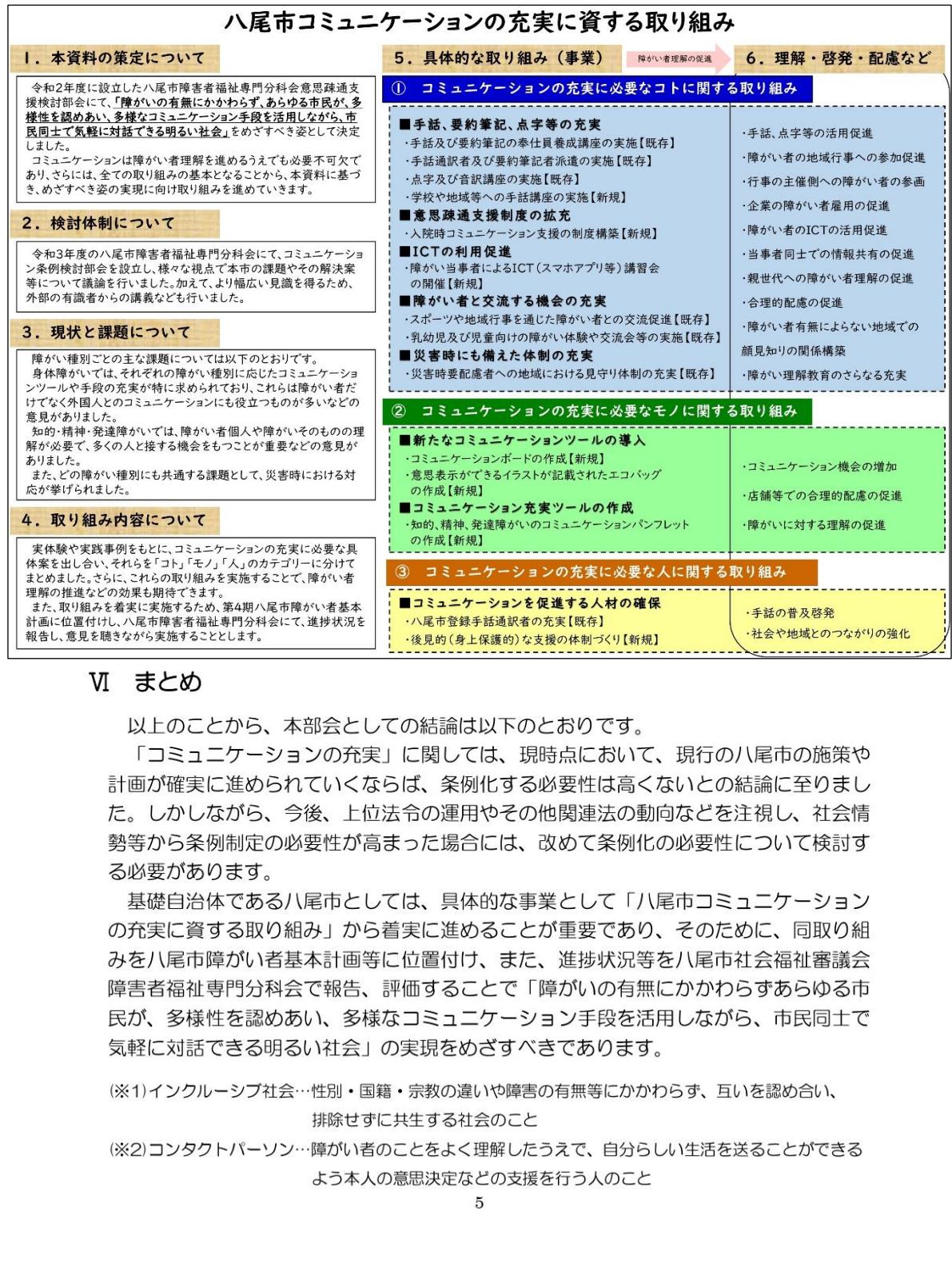
V コミュニケーションの充実のための手法等について

コミュニケーションの充実を図るために、障がい種別ごとに、それぞれの観点からコミュニケーションを行うにあたり実践していること、また、実体験から感じたコミュニケーションを行うために必要な「ヒト」「コト」「モノ」などについて具体案を出し合い、議論を行いました。

その議論をまとめたものが下図に示す「八尾市コミュニケーションの充実に資する取り組み」です。具体的な取り組みの他に、検討経過や課題、具体的な取り組みを実施することで期待できる障がい者理解の内容等を記載しております。

当該資料に記載している具体的な取り組みについては、八尾市障がい者基本計画で実施する事業として位置づけを行い、その進捗状況を八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会へ報告し、意見を聴きながら取り組みを実行していくべきであると考えます。

(図：八尾市コミュニケーションの充実に資する取り組み)



4. 障がい者に関する統計データ

(1) 障がい手帳所持者

◆手帳所持者数の推移

	単位	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
人口	人	265,908	264,867	262,875	261,197	260,074
手帳所持者数	人	16,461	16,611	17,015	16,824	17,103
対人口構成比	%	6.2	6.3	6.5	6.4	6.6

◆八尾市の手帳所持者数と対人口構成比【令和5年度（2023年度）】

	単位	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	合計
所持者数	人	10,060	3,321	3,722	17,103
対人口構成比	%	3.9	1.3	1.4	6.6

※ 対人口構成比は令和6年（2024年）3月31日現在の本市の人口（260,074人）に対する手帳所持者の比率

(2) 身体障がい児者

◆年齢階層別身体障がい者手帳所持者数の推移

	単位	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
満18歳	所持者数（人）	160	156	152	143	140
未満	構成比（%）	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4
満18歳	所持者数（人）	10,468	10,388	10,383	9,979	9,920
以上	構成比（%）	98.5	98.5	98.6	98.6	98.6
合計	所持者数（人）	10,628	10,544	10,535	10,122	10,060
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

◆身体障がい者手帳所持者数の障がい等級別の推移

	単位	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1級	所持者数(人)	3,203	3,217	3,209	3,073	3,041
	構成比(%)	30.1	30.5	30.5	30.4	30.2
2級	所持者数(人)	1,766	1,726	1,708	1,622	1,634
	構成比(%)	16.6	16.4	16.2	16.0	16.2
3級	所持者数(人)	1,676	1,653	1,652	1,591	1,565
	構成比(%)	15.8	15.7	15.7	15.7	15.6
4級	所持者数(人)	2,566	2,519	2,511	2,408	2,343
	構成比(%)	24.1	23.9	23.8	23.8	23.3
5級	所持者数(人)	632	631	643	635	648
	構成比(%)	6.0	6.0	6.1	6.3	6.5
6級	所持者数(人)	785	798	812	793	829
	構成比(%)	7.4	7.5	7.7	7.8	8.2
合計	所持者数(人)	10,628	10,544	10,535	10,122	10,060
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

◆身体障がい者手帳所持者数の障がい部位別の推移

	単位	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
視覚障がい	所持者数(人)	788	758	752	735	744
	構成比(%)	7.4	7.2	7.1	7.3	7.4
聴覚・音声 ・言語障がい	所持者数(人)	1,122	1,123	1,138	1,106	1,132
	構成比(%)	10.6	10.7	10.8	10.9	11.3
肢体不自由	所持者数(人)	5,549	5,442	5,367	5,133	5,039
	構成比(%)	52.2	51.6	51.0	50.7	50.0
内部障がい	所持者数(人)	3,169	3,221	3,278	3,148	3,145
	構成比(%)	29.8	30.5	31.1	31.1	31.3
合計	所持者数(人)	10,628	10,544	10,535	10,122	10,060
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 知的障がい児者

◆年齢階層別療育手帳所持者数の推移

	単位	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
満18歳未満	所持者数(人)	1,085	1,138	1,209	1,278	1,366
	構成比(%)	37.3	37.7	36.0	36.7	41.1
満18歳以上	所持者数(人)	1,821	1,877	1,913	1,938	1,955
	構成比(%)	62.7	62.3	64.0	63.3	58.9
合計	所持者数(人)	2,906	3,015	3,122	3,216	3,321
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

◆療育手帳所持者数の障がい程度別の推移

	単位	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
A (重度)	所持者数(人)	1,121	1,131	1,140	1,141	1,153
	構成比(%)	38.6	37.5	36.5	35.5	34.7
B 1 (中度)	所持者数(人)	617	638	659	666	688
	構成比(%)	21.2	21.2	21.1	20.7	20.7
B 2 (軽度)	所持者数(人)	1,168	1,246	1,323	1,409	1,480
	構成比(%)	40.2	41.3	42.4	43.8	44.6
合計	所持者数(人)	2,906	3,015	3,122	3,216	3,321
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(4) 精神障がい児者

◆精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

	単位	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1級	所持者数(人)	217	226	238	245	246
	構成比(%)	7.4	7.4	7.1	7.0	6.6
2級	所持者数(人)	1,828	1,909	2,088	2,161	2,284
	構成比(%)	62.5	62.6	62.2	62.0	61.4
3級	所持者数(人)	882	917	1,032	1,080	1,192
	構成比(%)	30.1	30.0	30.7	31.0	32.0
合計	所持者数(人)	2,927	3,052	3,358	3,486	3,722
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者

◆自立支援医療（精神通院）受給者の推移

	単位	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
受給者数	人	5,557	5,524	5,854	6,093	6,468

(6) 難病患者

◆難病患者の推移

	単位	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総数	申請件数	2,138	677	2,969	3,059	2,526
うち新規申請	(件)	316	264	321	377	356

※ 平成30年度からの中核市移行に伴い、保健所の所管が本市に移行されました。なお、総数は新規申請件数と更新申請件数の合計数となっています。

(7) 在宅の重症心身障がい児者

◆在宅の重症心身障がい児者の推移

	単位	令和3年（2021年） 7月時点	令和4年（2022年） 7月時点	令和5年（2023年） 7月時点
総数	人	199	198	195
うち障がい児数		56	48	43

※ 本計画における「重症心身障がい児者」とは、身体障がい者手帳の1・2級と療育手帳（A）の交付を受けた者（児童）とします。

5. アンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

各種計画の策定及び見直しにあたり、障がいのある方々の日頃の生活のご様子、障がい者施策等のあり方に対するお考え等をお聞きし、計画策定の資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査設計

	市民アンケート調査	事業所アンケート調査
調査対象	八尾市在住の手帳所持者のうち、男女3,000人を無作為抽出	市内障がい福祉サービス事業所に対して、328事業所に送付
調査方法	配布・回収ともに郵送	電子メール
調査期間	令和4年(2022年)9月1日から 同年 9月30日まで	令和4年(2022年)9月1日から 同年 9月30日まで

(3) 回収状況

	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回答率
市民調査	3,000 件	1,186 件	39.5%	1,186 件	39.5%
事業所調査	328 件	144 件	43.9%	144 件	43.9%

(4) 調査項目（概要）

◆市民アンケート調査

18歳以上	18歳未満
あなたやご家族について	あなたやご家族について
障がいの状況について	障がいの状況について
障がい福祉サービス等について	障がい児支援等について
仕事について	通学・通園先について
医療について	医療的ケアについて
地域での暮らしについて	対象児童の介助者について
新型コロナウイルス感染症について	将来について
障がいに対する理解・人権について	新型コロナウイルス感染症について
	障がいに対する理解・人権について

◆事業所アンケート調査

- ・ 事業所の概要について
- ・ 障がい福祉サービスの提供実績と今後の提供見込について
- ・ 障がい児支援の提供実績と今後の提供見込について
- ・ これまでにサービス等の質の確保に関して力を注いだことについて
- ・ 新型コロナウイルス感染症により受けた影響について
- ・ 新型コロナウイルス感染症後のサービス量の増減見込みについて
- ・ サービスを実施するにあたっての課題について
- ・ 今後特にニーズが高まると考える障がい福祉サービスについて
- ・ 避難確保計画に関する課題や改善点について
- ・ 八尾市における障がい者・児の地域生活支援や障がい福祉計画の策定に関するご意見

6. 用語集

	用語	用語解説
あ行	ICT	“Information and Communication Technology”的略称で、これまでIT(Information Technology)が同義で使われてきましたが、国際的にはITに“Communication(コミュニケーション)”を加えたICT(情報通信技術)が定着しています。
	アウトリーチ	「手を差しのべること」の意味です。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない要援護者等に対し、行政や医療、支援機関などが訪問し、積極的に働きかけることで、社会生活を支援する活動のことです。
	アクセシビリティ	アクセスのしやすさのことをいいます。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、特に、障がい者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すものです。
	アンテナショップ	一般的には消費者の動向を知る目的でメーカーが直営する店を指します。本計画では、作業所製品の販路拡大と施設等における生産活動の活性化を図る店舗をいいます。
	一般就労	「労働基準法」及び「最低賃金法」に基づく雇用関係による企業への就労をいいます。
	移動支援事業	地域生活支援事業の一事業で、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、ガイドヘルパー(外出時の移動の介護や付き添いを専門に行うヘルパーのこと)を派遣するなど、外出のための支援を行います。
	医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。
	インクルーシブ	「包み込む」、「包含する」という意味で、障がいのある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいいます。
	NPO	「Nonprofit Organization」の略称で、医療、福祉、環境、文化、まちづくりなどの多様な分野において、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動するボランティア団体などの社会活動団体をいいます。特定非営利活動促進法(NPO法)の認証を受けた宗教・政治活動以外の交易のために活動する団体を「NPO法人」(特定非営利活動法人)といいます。
	大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等住宅確保要配慮者が円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の登録、及び登録情報の提供等を行うものです。
か行	基幹相談支援センター	障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行うものです。

	用語	用語解説
	きょうだい児	病気や障がいのある子どものきょうだいを「きょうだい児」といいます。
	強度行動障がい	激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難となり、特別な支援が必要な状態のことをいいます。
	グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	権利擁護	判断能力が不十分であったり、意思表示をすることが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてさまざまな権利の保護や獲得を行うことをいいます。
	合理的配慮	障がいの有無にかかわらず平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいいます。
さ行	児童発達支援センター	障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設です。
	社会的障壁	障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものなどをいいます。
	手話・点訳・音訳・要約筆記の奉仕員	手話・点訳・音訳・要約筆記の方法を習得した者であって、社会奉仕の精神をもって、障がい者のコミュニケーションの支援を行う者をいいます。
	障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を促進することを目的としています。
	障がい者虐待防止センター	障がいのある人の虐待に関する通報や届出の受理を24時間の通報窓口として実施する機関です。
	障害者権利条約	障がい者固有の尊厳、個人の自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めたうえで、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を規定しており、国は平成19年(2007年)に署名し、平成26年(2014年)に批准しました。
	障害者就業・生活支援センター	障がいのある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、その人の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行います。

	用語	用語解説
	障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援する法律」が正式名称です。障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、以って障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成25年(2013年)4月に施行されました。
	障害者優先調達推進法	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が正式名称です。国や地方公共団体等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的として、平成25年(2013年)4月に施行されました。
	障がい福祉サービス	障害者総合支援法が定める障がい者や難病患者が対象の福祉サービスのことをいいます。 給付の種類は介護給付と訓練等給付の2区分に分かれ、サービスの系統は訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3区分に分かれています。
J	住宅セーフティネット制度	高齢者や障がい者、低所得者等の住宅の確保に配慮が必要な人に対して、空き物件等を活用し住宅セーフティネット機能を強化する制度です。
	ジョブコーチ	障がい者が職場に適応することを容易にするために援助を行う人のことをいいます。ジョブコーチが派遣されることにより、職業習慣の確立や障がい特性に関する理解促進などの人的支援等が実施され、障がい者の就職及び職場定着の促進が図られます。
	自立支援協議会	相談事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりのために、中核的な役割を果たす協議の場として設置する組織をいいます。
	新型コロナウイルス感染症	国際正式名称は「COVID-19」(coronavirus disease 2019)で令和元年(2019年)に発生した感染症のことをいいます。ヒト・ヒト間での感染が認められており、多くの場合、無症状または発熱、咳、頭痛、倦怠感等のインフルエンザに似た症状を伴う軽症ですが、重症になると呼吸困難を伴う肺炎や敗血症、多臓器不全等を伴います。
	成年後見制度	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的・精神障がい者などが契約の締結や費用支払などの財産管理、施設や介護サービスの選択などの療養看護についての契約などの法律行為を行うことが困難な場合に、後見人などを選任することにより、これらの人を支援する制度です。

	用語	用語解説
た行	短期入所	利用者の休息及び介護者の休息、負担軽減、きょうだい児支援などの理由により、短期間の入所が必要な人に対して、入浴、排泄、食事、夜間における介護などを行います。
	地域活動支援センター	地域生活支援事業の一事業で、施設において創造的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設のことをいいます。
	地域生活支援拠点等	障がいの重度化、障がい者本人や家族の高齢化等を見据えた、居住支援のための機能（相談、グループホーム等の体験の場、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保、地域の体制づくり）を備えた場所や体制のことをいいます。
	地域生活支援事業	障がい者等が自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを柔軟に提供する事業であり、市町村及び都道府県が実施主体となります。
	地域包括ケアシステム	高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体で提供することをめざすものです。今後は増加する認知症高齢者の生活を支えることも地域包括ケアの重要な役割となります。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的な拠点として介護保険法で定められた包括的支援事業（介護予防マネジメント、権利擁護、総合的な相談・支援、ケアマネジャーへの支援）などを総合的に行う機関です。
	特別支援教育	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うことをいいます。
	トライアル雇用	有給の短期の施行雇用のことをいいます。事業主の障がい者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することをめざしています。
な行	難病	発病の原因が明らかでなく、治療方法が確立しておらず、かつ、長期の療養を必要とする希少な疾病。また、難病のうち疾患者数が一定数以下で、客観的な診断基準が確立された国が指定する難病を指定難病といいます。
	日中一時支援	地域生活支援事業の一事業で、障がい者（児）の家族の就労支援や一時的な休息などを事由に障がい者（児）が日中に過ごす場づくりを行います。
	認定こども園	幼稚園と保育所（園）の機能や特徴を併せ持ち、教育・保育を一体的に提供する施設のことをいいます。また、地域の子育て支援も行います。
は行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（L D）、注意欠陥・多動性障がい（A D H D）などの脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。
	パブリックコメント	市の政策を決めるときに、その原案を市民に公表し、市民からの意見を求める手続きのことをいいます。

	用語	用語解説
ま行	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去することをいいます。段差等の物理的障壁の除去と、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味の両方があります。
	ピアカウンセリング	障がい者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じ、問題の解決を図ることをいいます。
	福祉的就労	保護的な環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育て、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を提供する就労形態のことです。
	ヘルプマーク・ヘルプカード	ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。 ヘルプカードは、障がい者等の連絡先や障がい特性、支援してほしい内容等が記載でき、障がい者等が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時等で困ったときに、周囲の配慮や手助けを得やすくなるための目的で作成されたカードのことです。
	放課後児童室	保護者が就労、疾病などのため昼間不在状況となる児童を対象に、放課後に学校施設などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えるために設置しているものです。
	法定雇用率	事業主に義務づけられた雇用している労働者に占める、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の合計数の割合のことをいいます。
	ホームヘルパー	居宅で、入浴、排泄、食事などの介護を行う者をいいます。
	ボランティア	社会福祉の場において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕員をいいます。
	民生委員・児童委員	民生委員は、「民生委員法」に基づき、各市町村に置かれる民間ボランティアであり、担当地区内の生活に困っている人や、障がい者、高齢者、児童などの相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、児童委員を兼ねています。
や行	やおっこファイル	障がいのある子どもたちの生育歴やコミュニケーションの特徴、接し方の工夫、日常生活での援助方法などが記載できるファイルです。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性、障がいの有無、能力を問わず、可能な限りあらゆる人が利用しやすいように施設、製品、情報を設計することをいいます。
	要約筆記	聴覚障がい者、とりわけ中途失聴等で第1言語を手話としない人に対する情報提供を行うため、所定の講習を受けた要約筆記奉仕員が、会議や催し物での発言内容を要約し文字として伝えることをいいます。パソコンとプロジェクターを用いて、会場内に設置したスクリーンに映し出して実施されています。

	用語	用語解説
ら行	ライフスタイル	生活の様式、生活の営み方のことと、その人の人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方のことをいいます。
	ライフステージ	人の一生を、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階のことです。
	レスパイト	主に介護を必要としている人をもつ家族が、一時的に一定の期間、介護から開放され心身の疲れを回復し自由時間を確保するための休息、休養のことをいいます。
わ行	ワークショップ	全体による意見交換だけでなく、視察体験や小グループによる議論、提案をまとめて発表するなどの方法により、一人ひとりが自由に意見を言える住民参加の手法のことをいいます。

第4期八尾市障がい者基本計画後期計画

令和7年度（2025年度）～令和10年度（2028年度）

令和7年（2025年）3月 発行

編集・発行 八尾市健康福祉部障がい福祉課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

TEL (072) 924-3838 直通

FAX (072) 922-4900

Eメール syougai@city.yao.osaka.jp

八尾市ホームページ <https://www.city.yao.osaka.jp/>

刊行物番号 R 6-225